

【改正後】

制定・改正履歴

信連での制定・改正日	農協での決裁日	農協での実施日
平成24年12月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成25年5月13日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成25年8月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成26年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成26年6月16日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成27年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成27年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成28年4月18日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成29年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成29年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成30年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成30年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成31年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
令和1年11月18日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
令和2年4月1日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
<u>令和2年7月20日</u>	<u>令和 年 月 日</u>	<u>令和 年 月 日</u>

【改正前】

制定・改正履歴

信連での制定・改正日	農協での決裁日	農協での実施日
平成24年12月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成25年5月13日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成25年8月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成26年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成26年6月16日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成27年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成27年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成28年4月18日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成29年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成29年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成30年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成30年10月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
平成31年4月1日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
令和1年11月18日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
令和2年4月1日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

【改正後】  
目次

北海道補完編

I 総則		
1 目的	1-1-1	
2 他の手続・各法令規則との関連	1-1-1	
3 個人情報の取扱い	1-1-1	
4 全国ヘルプデスクの利用	1-1-1	
II 基本事項		
1 用語	2-1-1	
2 サービスの概要	2-2-1	
3 システムの概要	2-3-1	
4 取引の相手方	2-4-1	
5 個別サービス	2-5-1	
6 サービス利用の前提条件	2-6-1	
7 サービス利用契約	2-7-1	
8 契約期間の満了・継続	2-8-1	
9 サービス利用対象口座	2-9-1	
10 サービス利用可能な端末機器	2-10-1	
11 サービス利用時間	2-11-1	
12 セキュリティ	2-12-1	
13 顧客手数料	2-13-1	1
14 ホームページアドレス	2-14-1	(削除)
III 事務処理内容		
1 新規受付（代表口座が自店の場合）	3-1-1	(削除)
1の2 新規受付（オンライン申込の場合）	3-1-7	
1の3 新規受付（代表口座の開設と同時に申込の場合）	3-1-11	
1の4 新規受付（代表口座ではない口座の開設と同時に申し込む場合（代表口座が自店にある場合））	3-1-16	
2 新規受付（代表口座が自店ではない場合）	3-2-1	
2の2 新規受付（代表口座ではない口座の開設と同時に申し込む場合（代表口座が自店ではない場合））	3-2-4	
3 解約	3-3-1	
3の2 解約（オンライン申込の場合）	3-3-5	
4 利用口座の追加	3-4-1	
4の2 利用口座の追加（オンライン申込の場合）	3-4-5	
5 利用口座の削除	3-5-1	(削除)

【改正前】  
目次

北海道補完編

I 総則		
1 目的	1-1-1	
2 他の手続・各法令規則との関連	1-1-1	
3 個人情報の取扱い	1-1-1	
4 全国ヘルプデスクの利用	1-1-1	
II 基本事項		
1 用語	2-1-1	
2 サービスの概要	2-2-1	
3 システムの概要	2-3-1	
4 取引の相手方	2-4-1	
5 個別サービス	2-5-1	
6 サービス利用の前提条件	2-6-1	
7 サービス利用契約	2-7-1	
8 契約期間の満了・継続	2-8-1	
9 サービス利用対象口座	2-9-1	
10 サービス利用可能な端末機器	2-10-1	
11 サービス利用時間	2-11-1	
12 セキュリティ	2-12-1	
13 顧客手数料	2-13-1	1
14 ホームページアドレス	2-14-1	2
III 事務処理内容		
1 新規受付（代表口座が自店の場合）	3-1-1	2
1の2 新規受付（オンライン申込の場合）	3-1-7	
1の3 新規受付（代表口座の開設と同時に申込の場合）	3-1-11	
1の4 新規受付（代表口座ではない口座の開設と同時に申し込む場合（代表口座が自店にある場合））	3-1-16	
2 新規受付（代表口座が自店ではない場合）	3-2-1	
2の2 新規受付（代表口座ではない口座の開設と同時に申し込む場合（代表口座が自店ではない場合））	3-2-4	
3 解約	3-3-1	
3の2 解約（オンライン申込の場合）	3-3-5	
4 利用口座の追加	3-4-1	
4の2 利用口座の追加（オンライン申込の場合）	3-4-5	
5 利用口座の削除	3-5-1	2

(削除)2-14-1II 基本事項14 ホームページアドレス

統一版事務手続本文によるが、北海道の J A ネットバンクホームページアドレスは以下のとおりとする。

- ・全国 J A ネットバンクホームページアドレス  
→ <http://www.jabank.jp/>
- ・ J A ネットバンク北海道 J A ネットバンクホームページアドレス  
→ <http://www5.medialogaxy.co.jp/jabank-hokkaido/netbank/>

3-1-5III 事務処理内容1 新規受付（代表口座が自店の場合）(5) 「利用申込書」（お客様控え）等の交付

統一版事務手続本文によるが、「当組合所定事項」については、参考資料 2 を使用せずに、北参考資料 2 「当組合所定事項について（北海道用）」を使用する。

また、【補足】に記載のある「 J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項については、別表 1-2 を使用せずに、北別表 1-2 「 J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について（北海道用）」を使用する。

3-5-35 利用口座の削除(3) 聞き取り確認

統一版事務手続本文によるが、聞き取り確認する内容については、以下のとおりとする。

窓口係は、照会結果により、受付中の振込・振替の有無について聞き取り確認するとともに、「発信電文一覧・明細照会」の照会結果に応じて、次のとおり取り扱うとともに、確認結果を「解約申込書」の余白部等にメモとして記入する。

- a 受付中の振込振替が無い場合、解約申込書を受領する。
- b 受付中の振込振替がある場合、受付中の振込・振替は指定日に実行される旨を説明し、これについて了承を得た場合は「解約申込書」を受領する。顧客に拒否された場合は、当該申込みを留保する（受付中の振込振替の処理完了後にあらためて来店のうえ手続するよう依頼する。）。

【改正後】

(6) モバイルレジ

a 内容

モバイルレジ®のロゴマークがある支払請求書に印刷してあるバーコードをスマートフォン(削除)のカメラで読取り、J A ネットバンク (ページ) にて支払いができる株式会社 N T T データのサービスである。

b 利用方法

詳細については J A ネットバンクホームページ「機能・サービス」の「モバイルレジ」に記載がある。

- (a) 専用アプリをダウンロードする。
- (b) 専用アプリを起動する。
- (c) カメラが起動するので、バーコードを読み取る。
- (d) 料金の払込内容を確認する。
- (e) 支払方法で「モバイルバンキング」、金融機関で「農業協同組合」を選択する。
- (f) J A ネットバンクにログインし、払込内容を確認後、支払いが完了する。

c 利用可能端末

モバイルレジのHP (<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/mobile.html>) 参照。

d 利用可能料金

モバイルレジのHP (<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/corporation.html>) 参照。

e 手数料

株式会社 N T T データが提供する専用アプリのダウンロードは無料である。  
ただし、通信料は利用者負担となる。  
各種料金等の払込手数料は原則無料だが、請求書によっては、利用手数料がかかることがある。

(7) 定期貯金

項目	内容	サービス受付時間
新規口座開設	主口座（当座性貯金）開設済の総合口座について、従口座が未開設の場合に、定期貯金口座のゼロ円開設および開設した口座の利用口座登録を行う。 総合口座の主口座（当座性貯金）については、利用口座登録済であれば代表口座以外でも指定することができる。 J A ネットバンクで口座開設した定期貯金口座については、窓口取引の主口座側のMS再生（取引コード：1175）取引を行うことで、通帳を使用した定期貯金の取引（受入、記帳等）が可能となる。	原則、6時30分～ 23時40分

(次頁に続く。)

【改正前】

(6) モバイルレジ

a 内容

モバイルレジ®のロゴマークがある支払請求書に印刷してあるバーコードをスマートフォン・携帯電話のカメラで読取り、J A ネットバンク (ページ) にて支払いができる株式会社 N T T データのサービスである。

b 利用方法

詳細については J A ネットバンクホームページ「サービスのご案内」の「モバイルレジ」に記載がある。

- (a) 専用アプリをダウンロードする。
- (b) 専用アプリを起動する。
- (c) カメラが起動するので、バーコードを読み取る。
- (d) 料金の払込内容を確認する。
- (e) 支払方法で「モバイルバンキング」、金融機関で「農業協同組合」を選択する。
- (f) J A ネットバンクにログインし、払込内容を確認後、支払いが完了する。

c 利用可能端末

モバイルレジのHP (<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/mobile.html>) 参照。

d 利用可能料金

モバイルレジのHP (<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/corporation.html>) 参照。

e 手数料

株式会社 N T T データが提供する専用アプリのダウンロードは無料である。  
ただし、通信料は利用者負担となる。  
各種料金等の払込手数料は原則無料だが、請求書によっては、利用手数料がかかることがある。

(7) 定期貯金

項目	内容	サービス受付時間
新規口座開設	主口座（当座性貯金）開設済の総合口座について、従口座が未開設の場合に、定期貯金口座のゼロ円開設および開設した口座の利用口座登録を行う。 総合口座の主口座（当座性貯金）については、利用口座登録済であれば代表口座以外でも指定することができる。 J A ネットバンクで口座開設した定期貯金口座については、窓口取引の主口座側のMS再生（取引コード：1175）取引を行うことで、通帳を使用した定期貯金の取引（受入、記帳等）が可能となる。	原則、6時30分～ 23時40分

(次頁に続く。)

## (9) カードローン

項目	内容	サービス受付時間
利用口座登録・解除	<p>自農協内の代表口座と同一名義（同一顧客番号配下）で、「IB カードローン可否」が「1:可」等の条件に該当するカードローンⅡ型の口座を、パソコンまたはスマートフォンの画面上で利用口座として登録できる。また、登録済の利用口座を解除できる。</p> <p>「IB カードローン可否」は貸越契約登録時に自動設定され、口座情報変更で変更できる（JASTEM 勘定系システム利用オペレーションマニュアル（貸出金編）参照）。</p>	原則、6時30分～ 23時40分
契約内容照会、入出金明細照会	<p>利用口座登録済で、「償還貯金口座が設定済」等の条件に該当するカードローン口座について、契約内容（貸越限度額、貸越残高、約定利率等）、入出金明細を表示する。</p> <p>契約内容照会不可の口座は、カードローンメニューに表示されない。</p> <p>入出金明細の一面あたり表示は最大20明細、照会可能期間は最大3か月。</p>	原則、6時30分～ 23時40分
借入、返済	<p>契約内容照会可能口座（カードローンメニューに表示されている口座）で、「商品切替先案件ではない」等の条件に該当する場合に、借入（出金）、返済（任意入金）ができる。</p> <p>「IB 当貸借入下限金額」、「IB 当貸返済下限金額」はJ A毎に設定する。</p> <p>借入金の入金口座は、利用口座登録済の当座貯金・普通貯金から選択する。</p> <p>返済（任意入金）は、償還貯金口座が利用口座登録済の場合に取引ができる。</p>	原則、6時30分～ 23時40分

(追加)

## 【改正後】

## (10) その他サービス

項目	内容	サービス受付時間
メールアドレスの変更	<p>初回サービス利用に際しては、端末機器の画面上で、メールアドレスの設定が必須となる。また、端末機器にてインターネット電子メールアドレスの変更を可能とする。</p> <p>なお、登録されたメールアドレスあてメール通知が通知不能となった場合には、端末機器にメールアドレスを再登録すべき旨の画面が展開される。</p>	原則、24時間
<u>(削除)</u>		
各種配信サービス変更	<p>端末機器の画面上で、各種配信サービス（Eメール）の顧客希望について、設定が可能。</p>	原則、24時間
入出金明細のダウンロード	<p>入出金明細について、利用者のパソコンにてテキストデータ（CSV形式）でのダウンロードを可能とする（携帯電話へのダウンロードは不可）。</p> <p>ダウンロードされた入出金明細は「Excel」等の表計算ソフトで開くことができる。</p>	原則、0時40分～23時40分（日曜は6時30分～23時40分）
ログインID、パスワードの変更	<p>端末機器の画面上で、ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードの変更を可能とする（ただし、携帯電話を利用したログインIDの変更は不可）。</p> <p>なお、サービス利用者がサービス利用開始日を起点に90日を超えても端末機器より初回サービス・ログインが行われなかった場合は、それ以降の本サービス利用は不可となる。また、サービス利用者はパスワードを、前回の変更時より90日以内に変更することとし、当該日を経過しても変更が行われなかった場合には、端末機器にパスワードを再登録すべき旨の画面が表示される。</p>	原則、24時間

(次頁に続く。)

## 【改正前】

## (9) その他サービス

項目	内容	サービス受付時間
メールアドレスの変更	<p>初回サービス利用に際しては、端末機器の画面上で、メールアドレスの設定が必須となる。また、端末機器にてインターネット電子メールアドレスの変更を可能とする。</p> <p>なお、登録されたメールアドレスあてメール通知が通知不能となった場合には、端末機器にメールアドレスを再登録すべき旨の画面が展開される。</p>	原則、24時間
<u>連絡先電話番号の変更</u>	<p><u>初回サービス利用に際しては、端末機器の画面上で、連絡先電話番号の設定が必須となる。また、端末機器の画面上で連絡先電話番号の変更を可能とする。</u></p>	<u>原則、24時間</u>
各種配信サービス変更	<p>端末機器の画面上で、各種配信サービス（Eメール）の顧客希望について、設定が可能。</p>	原則、24時間
入出金明細のダウンロード	<p>入出金明細について、利用者のパソコンにてテキストデータ（CSV形式）でのダウンロードを可能とする（携帯電話へのダウンロードは不可）。</p> <p>ダウンロードされた入出金明細は「Excel」等の表計算ソフトで開くことができる。</p>	原則、0時40分～23時40分（日曜は6時30分～23時40分）
ログインID、パスワードの変更	<p>端末機器の画面上で、ログインID、ログインパスワード、確認用パスワードの変更を可能とする（ただし、携帯電話を利用したログインIDの変更は不可）。</p> <p>なお、サービス利用者がサービス利用開始日を起点に90日を超えても端末機器より初回サービス・ログインが行われなかった場合は、それ以降の本サービス利用は不可となる。また、サービス利用者はパスワードを、前回の変更時より90日以内に変更することとし、当該日を経過しても変更が行われなかった場合には、端末機器にパスワードを再登録すべき旨の画面が表示される。</p>	原則、24時間

(次頁に続く。)

【改正後】

項目	内容	サービス受付時間
サービス利用通知	「メール・お知らせ例文一覧」(別途送付)を参照。	各サービスの受付時間に従う
インターネットからのオンラインによる新規利用申込受付	J A ネットバンクの代表口座とすることができる当座性貯金口座のキャッシュカードを発行済みの顧客は、パソコンまたはスマートフォンの J A ネットバンクホームページ画面からオンラインで J A ネットバンク利用の新規申込ができる。	原則、6時30分～ 23時40分
J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の追加登録	自農協内の代表口座と同一名義(同一顧客番号配下)の貯金口座(普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金)、 <u>カードローン口座</u> をパソコンまたはスマートフォンの画面上で利用口座として追加登録できる。	原則、6時30分～ 23時40分
インターネットからのオンラインによる閉塞解除(届出電話番号認証機能)	パソコンまたはスマートフォンの画面からオンラインで、ログインパスワード・確認用パスワード・リスクベース認証(追加認証)の初期化や再登録、メールアドレスの変更(メール通知パスワード閉塞解除)、ワンタイムパスワードのトークン再発行等ができる。	原則、6時30分～ 23時40分
J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の解除	パソコンまたはスマートフォンの画面上で登録済みの利用口座を解除できる。	原則、6時30分～ 23時40分
インターネットからのオンラインによる解約申込受付	J A ネットバンクの代表口座のキャッシュカードを発行済みの顧客は、パソコンまたはスマートフォンの J A ネットバンクホームページ画面からオンラインで J A ネットバンク解約申込ができる。 代表口座以外の全ての利用口座を解除しておくことが必要。 J A ネットバンクにて取り扱った予約扱いの振込・振替があり、予約日が未到来で処理が完了していない場合、オンライン解約することはできない。	原則、6時30分～ 23時40分

(次頁に続く。)

【改正前】

項目	内容	サービス受付時間
サービス利用通知	「メール・お知らせ例文一覧」(別途送付)を参照。	各サービスの受付時間に従う
インターネットからのオンラインによる新規利用申込受付	J A ネットバンクの代表口座とすることができる当座性貯金口座のキャッシュカードを発行済みの顧客は、パソコンまたはスマートフォンの J A ネットバンクホームページ画面からオンラインで J A ネットバンク利用の新規申込ができる。	原則、6時30分～ 23時40分
J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の追加登録	自農協内の代表口座と同一名義(同一顧客番号配下)の貯金口座(普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金) <u>(追加)</u> をパソコンまたはスマートフォンの画面上で利用口座として追加登録できる。	原則、6時30分～ 23時40分
インターネットからのオンラインによる閉塞解除(届出電話番号認証機能)	パソコンまたはスマートフォンの画面からオンラインで、ログインパスワード・確認用パスワード・リスクベース認証(追加認証)の初期化や再登録、メールアドレスの変更(メール通知パスワード閉塞解除)、ワンタイムパスワードのトークン再発行等ができる。	原則、6時30分～ 23時40分
J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の解除	パソコンまたはスマートフォンの画面上で登録済みの利用口座を解除できる。	原則、6時30分～ 23時40分
インターネットからのオンラインによる解約申込受付	J A ネットバンクの代表口座のキャッシュカードを発行済みの顧客は、パソコンまたはスマートフォンの J A ネットバンクホームページ画面からオンラインで J A ネットバンク解約申込ができる。 代表口座以外の全ての利用口座を解除しておくことが必要。 J A ネットバンクにて取り扱った予約扱いの振込・振替があり、予約日が未到来で処理が完了していない場合、オンライン解約することはできない。	原則、6時30分～ 23時40分

(次頁に続く。)

## 【改正後】

### 9 サービス利用対象口座

本サービスを利用可能とするサービス利用対象口座（以下、「利用対象口座」という。）は、パソコン、スマートフォン、携帯電話で共通して使用するものとし、端末機器ごとの利用対象口座の設定は不可とする。

#### (1) 貯金口座の科目・種目

本サービスにおいて利用可能とする貯金口座は、自農協内の本人名義（同一顧客番号）の普通貯金口座（総合口座を含む。）、当座貯金口座、貯蓄貯金口座、納税準備貯金口座、定期貯金口座、カードローン口座とし、具体的には下表の貯金種類・種目とする。

（サービス利用対象口座）

種類	種目	利用対象口座	
		代表口座	利用口座
当座貯金	一般	○	○
普通貯金	一般、総合、営農	○	○
貯蓄貯金	一般	—	○
納税準備貯金	一般	—	○
定期貯金	スーパー定期、大口定期、 期日指定定期、変動金利 定期、据置定期	—	○
<u>カードローン</u>	<u>カードローンII型</u>	<u>二</u>	<u>○</u>

なお、貯金本来の目的・趣旨等に鑑み、本サービスの利用にそぐわない貯金種類・種目（例：普通貯金・子供等）については、本サービスの対象外（取扱不可）とする。

#### a 用途と制約事項

利用対象口座は、代表口座と利用口座の構成とし、各々の用途と制約事項は次のとおりとする。

##### (a) 代表口座

- ア 本サービスの利用契約者を特定するための口座とする。
- イ 本サービス（残高・入金明細照会や振込・振替等）の利用に関する口座とする。
- ウ 本サービスの基本利用にかかる手数料（「2-13-1 顧客手数料」を参照）を徴収する場合における徴収口座とする。
- エ 登録可能口座数は、本サービス1契約につき1口座のみとする（1つの代表口座に対する複数以上の利用契約は不可）。
- オ 普通貯金、当座貯金のみ指定できる。

##### (b) 利用口座

- ア 本サービス（残高・入金明細照会や振込・振替、定期貯金の預入・満期解約予約、カードローンの借入・返済等）の利用に関する口座とする。
- イ 登録可能口座数は、本サービス1契約につき、最高 19 口座まで登録可能とする。ただし、代表口座と同一顧客番号配下の口座に限定する。

## 【改正前】

### 9 サービス利用対象口座

本サービスを利用可能とするサービス利用対象口座（以下、「利用対象口座」という。）は、パソコン、スマートフォン、携帯電話で共通して使用するものとし、端末機器ごとの利用対象口座の設定は不可とする。

#### (1) 貯金口座の科目・種目

本サービスにおいて利用可能とする貯金口座は、自農協内の本人名義（同一顧客番号）の普通貯金口座（総合口座を含む。）、当座貯金口座、貯蓄貯金口座、納税準備貯金口座、定期貯金口座 (追加) とし、具体的には下表の貯金種類・種目とする。

（サービス利用対象口座）

種類	種目	利用対象口座	
		代表口座	利用口座
当座貯金	一般	○	○
普通貯金	一般、総合、営農	○	○
貯蓄貯金	一般	—	○
納税準備貯金	一般	—	○
定期貯金	スーパー定期、大口定期、 期日指定定期、変動金利 定期、据置定期	—	○

(追加)

なお、貯金本来の目的・趣旨等に鑑み、本サービスの利用にそぐわない貯金種類・種目（例：普通貯金・子供等）については、本サービスの対象外（取扱不可）とする。

#### a 用途と制約事項

利用対象口座は、代表口座と利用口座の構成とし、各々の用途と制約事項は次のとおりとする。

##### (a) 代表口座

- ア 本サービスの利用契約者を特定するための口座とする。
- イ 本サービス（残高・入金明細照会や振込・振替等）の利用に関する口座とする。
- ウ 本サービスの基本利用にかかる手数料（「2-13-1 顧客手数料」を参照）を徴収する場合における徴収口座とする。
- エ 登録可能口座数は、本サービス1契約につき1口座のみとする（1つの代表口座に対する複数以上の利用契約は不可）。
- オ 普通貯金、当座貯金のみ指定できる。

##### (b) 利用口座

- ア 本サービス（残高・入金明細照会や振込・振替、定期貯金の預入・満期解約予約 (追加) 等）の利用に関する口座とする。
- イ 登録可能口座数は、本サービス1契約につき、最高 19 口座まで登録可能とする。ただし、代表口座と同一顧客番号配下の口座に限定する。



## 【改正後】

イ 「追加認証登録」画面において「質問1」から「質問3」のプルダウンメニューから質問項目をそれぞれ一つずつ選択し、対応する回答を「回答1」から「回答3」の入力欄にそれぞれ入力する。

ウ 3組の「質問」と「回答」の設定が終了したら「登録」を押す。

(b) 追加認証入力

ア IPアドレス等からの分析により、不正取引の可能性があるると判定された場合、通常のログイン画面の次に「追加認証入力」画面が表示される。

イ 質問は、あらかじめ設定された3つの質問のうちの1つが表示されるので、「回答」欄に入力し、「認証」ボタンを押す。

(c) ロックアウト

「回答」の入力相違回数が6回を超えた場合は、ANSERセンターにおけるシステム自動処理として、本サービスのすべてが60分間利用停止となる。

(d) 取引閉塞

上記のロックアウトが3回連続した場合については、本サービスはシステムにより自動的に取引閉塞（利用不可）の状態となる。

また、取引閉塞の解除は、オンライン閉塞解除を案内する（JAネットバンクホームページの「よくあるご質問」－「パスワード失念・変更等」を参照）。オンライン閉塞解除を利用できない場合は、JAネットバンク取引閉塞解除等申込書（3-14-1-2）により取り扱う。

(8) メール通知パスワード・取引認証パスワード

a 内容

JAネットバンクにおける下記取引において、あらかじめ登録されているメールアドレスあてに送信されるEメールに記載された取引内容を確認のうえ、同じメール文中に記載される可変式パスワードを入力することにより取引を可能とする。

なお、メール通知パスワードと取引認証パスワードは、同じ機能を持つサービス。ワンタイムパスワード利用状況により以下の組み合わせとなる（以下、「メール通知パスワード」という。）。

ワンタイムパスワード未利用者が利用する場合 …メール通知パスワード

ワンタイムパスワード既利用者が利用する場合 …取引認証パスワード

本機能を利用開始する選択は顧客の任意とする。利用開始する場合には事前に利用登録することが必要である。

(a) 振込・振替

(b) 税金・各種料金の払込み（民間収納のみ）

(c) 顧客登録情報の変更（メールアドレス （削除））

(d) メール通知パスワード利用変更

(e) ソフトウェアトークン発行

b 利用方法

次の手順により操作する。

なお、詳細については「JAネットバンクホームページ」の「セキュリティについて メール通知パスワード」を参照する。

## 【改正前】

イ 「追加認証登録」画面において「質問1」から「質問3」のプルダウンメニューから質問項目をそれぞれ一つずつ選択し、対応する回答を「回答1」から「回答3」の入力欄にそれぞれ入力する。

ウ 3組の「質問」と「回答」の設定が終了したら「登録」を押す。

(b) 追加認証入力

ア IPアドレス等からの分析により、不正取引の可能性があるると判定された場合、通常のログイン画面の次に「追加認証入力」画面が表示される。

イ 質問は、あらかじめ設定された3つの質問のうちの1つが表示されるので、「回答」欄に入力し、「認証」ボタンを押す。

(c) ロックアウト

「回答」の入力相違回数が6回を超えた場合は、ANSERセンターにおけるシステム自動処理として、本サービスのすべてが60分間利用停止となる。

(d) 取引閉塞

上記のロックアウトが3回連続した場合については、本サービスはシステムにより自動的に取引閉塞（利用不可）の状態となる。

また、取引閉塞の解除は、オンライン閉塞解除を案内する（JAネットバンクホームページの「よくあるご質問」－「パスワード失念・変更等」を参照）。オンライン閉塞解除を利用できない場合は、JAネットバンク取引閉塞解除等申込書（3-14-1-2）により取り扱う。

(8) メール通知パスワード・取引認証パスワード

a 内容

JAネットバンクにおける下記取引において、あらかじめ登録されているメールアドレスあてに送信されるEメールに記載された取引内容を確認のうえ、同じメール文中に記載される可変式パスワードを入力することにより取引を可能とする。

なお、メール通知パスワードと取引認証パスワードは、同じ機能を持つサービス。ワンタイムパスワード利用状況により以下の組み合わせとなる（以下、「メール通知パスワード」という。）。

ワンタイムパスワード未利用者が利用する場合 …メール通知パスワード

ワンタイムパスワード既利用者が利用する場合 …取引認証パスワード

本機能を利用開始する選択は顧客の任意とする。利用開始する場合には事前に利用登録することが必要である。

(a) 振込・振替

(b) 税金・各種料金の払込み（民間収納のみ）

(c) 顧客登録情報の変更（メールアドレス・連絡先電話番号）

(d) メール通知パスワード利用変更

(e) ソフトウェアトークン発行

b 利用方法

次の手順により操作する。

なお、詳細については「JAネットバンクホームページ」の「セキュリティについて メール通知パスワード」を参照する。

## 13 顧客手数料

## (1) 月額手数料

本サービスの利用にかかる農協とサービス利用者双方における所定の利用契約の締結に基づき、その契約の対価として農協がサービス利用者から定期的かつ継続的に受け入れる。

## a 月額手数料

月額手数料については、「無料」もしくは「月額受領」（毎月所定日に一定額を徴収）が選択可能となっており、農協にて手数料徴収の有無および手数料金額を設定する。

金額については、県内競合他金融機関の徴収実施状況等を踏まえ、農協において設定する。

## b 月額手数料の引下げ

利用者の取引状況等に応じて月額手数料を引下げ（顧客優遇により手数料免除）する個別手数料については、その適用有無を含め、農協の判断に基づき設定する。

## c 手数料の徴収口座

代表口座からの徴収とし、これ以外の本人名義口座（サービス利用口座を含む。）および第三者名義口座からの徴収は不可とする。

## d 手数料決済

本サービスの取扱開始日の属する月の末日時点（以降、毎月末日時点）を基準日として、翌月20日（非営業日の場合はその翌営業日）に所定の手数をセンターカット処理により徴収する。

なお、月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、所定の月額手数料（全額）を徴収する（日割り計算は行わない。）。

## e 通帳印字

通帳の摘要欄に、漢字出力端末機の場合は「I B手数料」と印字され、F B/H BとI Bの両方の手数料が発生している場合（両方の契約可能）は「H B手数料」と印字される。

また、カナ出力端末機の場合は、上記に応じて、「IBテスリョウ」、「HBテスリョウ」と印字される。

## (2) 振込手数料

## a 振込手数料

利用者に通常適用するJ Aネットバンク専用の振込手数料は、振込先5区分（自店、僚店、県内系統、県外系統、他行）・最大金額5階層（1万円単位）の枠内とする。また、振込手数料の金額については、県内競合他行の取組状況等を踏まえ、各農協の判断に基づき設定する。

振込手数料の後納については、顧客と後納手数料契約を締結していた場合に限定して取扱いを可能とする。

## b 振込手数料の引下げ

顧客の取引状況等に応じて振込手数料を引下げ（顧客優遇により手数料免除）する場合、その適用有無を含め農協の判断に基づき設定する（処理方法は、「顧客管理事務手続（統一版）」による。）。

なお、顧客優遇を適用した場合は、後納扱いのみとなる（即納不可）。

## 13 顧客手数料

## (1) 月額手数料

本サービスの利用にかかる農協とサービス利用者双方における所定の利用契約の締結に基づき、その契約の対価として農協がサービス利用者から定期的かつ継続的に受け入れる。

## a 月額手数料

月額手数料については、「無料」もしくは「月額受領」（毎月所定日に一定額を徴収）が選択可能となっており、農協にて手数料徴収の有無および手数料金額を設定する。

金額については、県内競合他金融機関の徴収実施状況等を踏まえ、農協において設定する。

## b 月額手数料の引下げ

利用者の取引状況等に応じて月額手数料を引下げ（顧客優遇により手数料免除）する個別手数料については、その適用有無を含め、農協の判断に基づき設定する。

## c 手数料の徴収口座

代表口座からの徴収とし、これ以外の本人名義口座（サービス利用口座を含む。）および第三者名義口座からの徴収は不可とする。

## d 手数料決済

本サービスの取扱開始日の属する月の末日時点（以降、毎月末日時点）を基準日として、翌月20日（非営業日の場合はその翌営業日）に所定の手数をセンターカット処理により徴収する。

なお、月中に本サービス利用の契約が解約された場合でも、所定の月額手数料（全額）を徴収する（日割り計算は行わない。）。

## e 通帳印字

通帳の摘要欄に、漢字出力端末機の場合は「I B手数料」と印字され、F B/H BとI Bの両方の手数料が発生している場合（両方の契約可能）は「H B手数料」と印字される。

また、カナ出力端末機の場合は、上記に応じて、「IBテスリョウ」、「HBテスリョウ」と印字される。

## (2) 振込手数料

## a 振込手数料

利用者に通常適用するJ Aネットバンク専用の振込手数料は、振込先5区分（自店、僚店、県内系統、県外系統、他行）・最大金額5階層（1万円単位）の枠内とする。また、振込手数料の金額については、県内競合他行の取組状況等を踏まえ、各農協の判断に基づき設定する。

振込手数料の後納については、顧客と後納手数料契約を締結していた場合に限定して取扱いを可能とする。

## b 振込手数料の引下げ

顧客の取引状況等に応じて振込手数料を引下げ（顧客優遇により手数料免除）する場合、その適用有無を含め農協の判断に基づき設定する（処理方法は、「顧客管理(追加)手続（統一版）」による。）。

なお、顧客優遇を適用した場合は、後納扱いのみとなる（即納不可）。

## 【改正後】

### 14 ホームページアドレス

「JAネットバンク」を利用するための入り口となるホームページアドレスは、次のとおりである。

- ・全国JAネットバンクホームページアドレス → <https://www.jabank.jp/>
- ・JAバンク●●●●●ホームページアドレス → ●●●●●●●●●●

## 【改正前】

### 14 ホームページアドレス

「JAネットバンク」を利用するための入り口となるホームページアドレスは、次のとおりである。

- ・全国JAネットバンクホームページアドレス → <http://www.jabank.jp/>
- ・JAバンク●●●●●ホームページアドレス → ●●●●●●●●●●

## 【改正後】

### (5) 「利用申込書」(お客様控え)等の交付

窓口係は、「利用申込書(お客様控え)」(I B-1-2/2)について、「J A ネットバンク利用規定」(削除) (以下、「利用規定」という。)、振込規定等関係規定、パンフレットを用いて、サービスの内容を説明し<sup>(補足)</sup>、後日送付される「J A ネットバンク操作手引き」とともに熟読・理解されたい旨を依頼する。あわせて、類推されやすいID・パスワード(連続する数字・英字等)の利用は避けるように注意喚起する。

また、窓口係は、顧客に、後日、「J A ネットバンク操作手引き」が顧客住所に直送されるので、「J A ネットバンク操作手引き」に記載されている「初期設定」の操作によりサービス利用開始となる旨を説明する。

窓口係は、顧客に利用規定の承諾を確認のうえ、「利用申込書(お客様控え)」(I B-1-2/2)を交付する。

#### 【補足】

郵送の方法により「利用申込」を受け付けた場合は、簡易書留郵便等にて顧客に「利用申込書(お客様控え)」(削除)等の送付を行う。

「別表1-2 「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について」も参考とする。なお、この説明は、前記「(1)新規利用申込の受付」時に行うことも可能である。

(説明事項(例))

サービス機能の概要、サービスの取扱開始日、サービス利用時間、メール通知サービス、取扱制限(モアタイムに即時振込としない振込(振込先口座の金融機関が即時振込の取扱時間拡大に未対応、携帯電話からの振込等)、定期貯金預入商品・中途解約可能商品、ローン繰上返済の対象案件等)、手数料関連、端末機器の設定・操作方法(特に、初期設定について説明)、セキュリティ・パスワードの管理方法、事故等の免責

### (6) 登録票の作成

窓口係は、「利用申込書」の内容に基づき、本サービスにかかる全ての口座(代表口座および利用口座)について「I B 加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)を作成し係印を登録票に押印のうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)と「登録票」を検印者へ回付する。

なお、「利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「J A ネットバンク利用申込書」の「I B 加入者登録票」への転記例を参照のこと。

### (7) 検印

検印者は、「利用申込書」および「登録票」の内容を確認のうえ検印を押印し、「利用申込書」は窓口係へ、「登録票」はオペレータへ回付する。

## 【改正前】

### (5) 「利用申込書」(お客様控え)等の交付

窓口係は、「利用申込書(お客様控え)」(I B-1-2/2)について、「J A ネットバンク利用規定」(I 当組合所定事項を含む) (以下、「利用規定等」という。)、振込規定等関係規定、パンフレットを用いて、サービスの内容を説明し<sup>(補足)</sup>、後日送付される「J A ネットバンク操作手引き」とともに熟読・理解されたい旨を依頼する。あわせて、類推されやすいID・パスワード(連続する数字・英字等)の利用は避けるように注意喚起する。

また、窓口係は、顧客に、後日、「J A ネットバンク操作手引き」が顧客住所に直送されるので、「J A ネットバンク操作手引き」に記載されている「初期設定」の操作によりサービス利用開始となる旨を説明する。

窓口係は、顧客に利用規定等の承諾を確認のうえ、「利用申込書(お客様控え)」(I B-1-2/2)を交付する。

#### 【補足】

郵送の方法により「利用申込」を受け付けた場合は、簡易書留郵便等にて顧客に「利用申込書(お客様控え)」および「利用規定等」等の送付を行う。

「別表1-2 「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について」も参考とする。なお、この説明は、前記「(1)新規利用申込の受付」時に行うことも可能である。

(説明事項(例))

サービス機能の概要、サービスの取扱開始日、サービス利用時間、メール通知サービス、取扱制限(モアタイムに即時振込としない振込(振込先口座の金融機関が即時振込の取扱時間拡大に未対応、携帯電話からの振込等)、定期貯金預入商品・中途解約可能商品、ローン繰上返済の対象案件等)、手数料関連、端末機器の設定・操作方法(特に、初期設定について説明)、セキュリティ・パスワードの管理方法、事故等の免責

### (6) 登録票の作成

窓口係は、「利用申込書」の内容に基づき、本サービスにかかる全ての口座(代表口座および利用口座)について「I B 加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)を作成し係印を登録票に押印のうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)と「登録票」を検印者へ回付する。

なお、「利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「J A ネットバンク利用申込書」の「I B 加入者登録票」への転記例を参照のこと。

### (7) 検印

検印者は、「利用申込書」および「登録票」の内容を確認のうえ検印を押印し、「利用申込書」は窓口係へ、「登録票」はオペレータへ回付する。

## 【改正後】

- a 不備事由が生じた場合は、顧客に確認のうえ不受理とする。
- b 「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の「農協、信連・事務センター使用欄」に、取扱開始日(県域所定の事務処理日数による。)および曜日を補記する。
- c 「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の記入事項等について再確認する。

### (3) 「口座開設兼利用申込書」(お客様控え)等の交付

窓口係は、「口座開設兼利用申込書(お客様控え)」(I B-5-5/5)について、「J A ネットバンク利用規定」(削除)以下、「利用規定」(以下、「利用規定」という。)、振込規定等関係規定、パンフレットを用いて、サービスの内容を説明し<sup>(補足)</sup>、後日送付される「J A ネットバンク操作手引き」とともに熟読・理解されたい旨を依頼する。あわせて、類推されやすいID・パスワード(連続する数字・英字等)の利用は避けるように注意喚起する。

また、窓口係は、顧客に、後日、「J A ネットバンク操作手引き」が顧客住所に直送されるので、「J A ネットバンク操作手引き」に記載されている「初期設定」の操作によりサービス利用開始となる旨を説明する。

窓口係は、顧客に利用規定の承諾を確認のうえ、「口座開設兼利用申込書(お客様控え)」(I B-5-5/5)を交付する。

### (4) 登録票の作成

窓口係は、「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の内容に基づき、本サービスにかかる全ての口座(代表口座および利用口座)について「I B 加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)を作成し、登録票に係印を押印のうえ、「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)と「登録票」を検印者へ回付する。

なお、「口座開設兼利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-7 「J A ネットバンク利用申込書(I B-5-4/5)」の「I B 加入者登録票」への転記例」を参照のこと。

### (5) 検印

検印者は、「口座開設兼利用申込書」および「登録票」の内容を確認のうえ検印を押印し、「口座開設兼利用申込書」は窓口係へ、「登録票」はオペレータへ回付する。

### (6) 登録処理<sup>(補足)</sup>

オペレータは、「登録票」により、窓口端末機から「I B 加入者登録」(取引コード:1162)を行い、認証印字票(汎用帳票)に印字し、「登録票」と認証印字票(汎用帳票)を照合者へ回付する。

#### 【補足】

「I B 加入者登録」(取引コード:1162)の連絡先人名を登録する場合に、外字入力による登録は出来ないため、顧客に「端末で登録できない漢字であり、代用の漢字もしくはひらがな、カタカナを登録しても良いか」を確認のうえ、類似漢字・略字・ひらがな・カタカナ等により登録する。

その際、今回登録された連絡先人名は、「J A ネットバンクの画面に表示されること」や「オンラインでお客さま自ら行う「パスワード初期化」を行う場合の本人認証で利用されること」を顧客に説明する。

## 【改正前】

- a 不備事由が生じた場合は、顧客に確認のうえ不受理とする。
- b 「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の「農協、信連・事務センター使用欄」に、取扱開始日(県域所定の事務処理日数による。)および曜日を補記する。
- c 「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の記入事項等について再確認する。

### (3) 「口座開設兼利用申込書」(お客様控え)等の交付

窓口係は、「口座開設兼利用申込書(お客様控え)」(I B-5-5/5)について、「J A ネットバンク利用規定」(「当組合所定事項」を含む。)以下、「利用規定等」(以下、「利用規定等」という。)、振込規定等関係規定、パンフレットを用いて、サービスの内容を説明し<sup>(補足)</sup>、後日送付される「J A ネットバンク操作手引き」とともに熟読・理解されたい旨を依頼する。あわせて、類推されやすいID・パスワード(連続する数字・英字等)の利用は避けるように注意喚起する。

また、窓口係は、顧客に、後日、「J A ネットバンク操作手引き」が顧客住所に直送されるので、「J A ネットバンク操作手引き」に記載されている「初期設定」の操作によりサービス利用開始となる旨を説明する。

窓口係は、顧客に利用規定等の承諾を確認のうえ、「口座開設兼利用申込書(お客様控え)」(I B-5-5/5)を交付する。

### (4) 登録票の作成

窓口係は、「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)の内容に基づき、本サービスにかかる全ての口座(代表口座および利用口座)について「I B 加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)を作成し、登録票に係印を押印のうえ、「口座開設兼利用申込書」(I B-5-4/5)と「登録票」を検印者へ回付する。

なお、「口座開設兼利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-7 「J A ネットバンク利用申込書(I B-5-4/5)」の「I B 加入者登録票」への転記例」を参照のこと。

### (5) 検印

検印者は、「口座開設兼利用申込書」および「登録票」の内容を確認のうえ検印を押印し、「口座開設兼利用申込書」は窓口係へ、「登録票」はオペレータへ回付する。

### (6) 登録処理<sup>(補足)</sup>

オペレータは、「登録票」により、窓口端末機から「I B 加入者登録」(取引コード:1162)を行い、認証印字票(汎用帳票)に印字し、「登録票」と認証印字票(汎用帳票)を照合者へ回付する。

#### 【補足】

「I B 加入者登録」(取引コード:1162)の連絡先人名を登録する場合に、外字入力による登録は出来ないため、顧客に「端末で登録できない漢字であり、代用の漢字もしくはひらがな、カタカナを登録しても良いか」を確認のうえ、類似漢字・略字・ひらがな・カタカナ等により登録する。

その際、今回登録された連絡先人名は、「J A ネットバンクの画面に表示されること」や「オンラインでお客さま自ら行う「パスワード初期化」を行う場合の本人認証で利用されること」を顧客に説明する。

## 【改正後】

### (5) 登録票等の作成

窓口係は、「利用申込書」の内容に基づき、今回追加する利用口座について、定期貯金・カードローン以外は「IB加入者登録票」(IB-2) (取引コード:1162) (以下、「登録票」という。)、定期貯金は「定期性貯金契約内容変更票」(貯共3-17) (取引コード:2240) (以下、「変更票」という。)、カードローンは「登録票」(業運-1) (取引コード:1256) (以下、「カードローン登録票」という。)を作成し、係印を押印のうえ、「利用申込書」(IB-1-1/2)と「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」を検印者へ回付する。

なお、「利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「JAネットバンク利用申込書」の「IB加入者登録票」への転記例を参照のこと。

「変更票」の記入方法は以下のとおり。

処理区分「1:登録」、口座番号「今回追加する口座番号」、預入明細番号「- (記入しない)」、変更区分「89:IB関連口座登録」、項目1「代表口座店舗コード」、項目2「代表口座番号」。

「カードローン登録票」の記入方法は以下のとおり。

取引コード「1256:口座情報変更」、処理区分「1:登録」、口座番号「今回追加する口座番号」、契約種別「2:カード2型」、口座情報変更区分「25:IB関連口座登録」、IB契約店舗「代表口座店舗コード」、IB契約口座番号「代表口座番号」。

### (6) 検印

検印者は、「利用申込書」(IB-1-1/2)および「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の内容を確認のうえ、検印を押印し、「利用申込書」は窓口係へ、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」はオペレータへ回付する。

### (7) 登録処理

オペレータは、窓口端末機にて「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の登録と認証印字を行い、照合者へ回付する。

### (8) 照合

照合者は、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の記入項目と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口係へ回付する。

### (9) 利用申込書への補記

窓口係は、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の登録処理が終了したことを確認し、「利用申込書」(IB-1-1/2)の「農協・信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の処理印欄に押印し、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」とともに検印者へ回付する。

### (10) 利用申込書の検印

検印者は、登録処理が終了したことを確認のうえ、「利用申込書」(IB-1-1/2)の「農協・信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の検印欄およびサービス利用口座店舗使用欄の検印欄に押印し、窓口係へ回付する。

## 【改正前】

### (5) 登録票・変更票の作成

窓口係は、「利用申込書」の内容に基づき、今回追加する利用口座について、定期貯金 (追加) 以外は「IB加入者登録票」(IB-2) (取引コード:1162) (以下、「登録票」という。)、定期貯金は「定期性貯金契約内容変更票」(貯共3-17) (取引コード:2240) (以下、「変更票」という。)を作成し係印を押印のうえ、「利用申込書」(IB-1-1/2)と「登録票」・「変更票」(追加)を検印者へ回付する。

なお、「利用申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「JAネットバンク利用申込書」の「IB加入者登録票」への転記例を参照のこと。

「変更票」の記入方法は以下のとおり。

処理区分「1:登録」、口座番号「今回追加する口座番号」、預入明細番号「- (記入しない)」、変更区分「89:IB関連口座登録」、項目1「代表口座店舗コード」、項目2「代表口座番号」。

(追加)

### (6) 検印

検印者は、「利用申込書」(IB-1-1/2)および「登録票」・「変更票」(追加)の内容を確認のうえ、検印を押印し、「利用申込書」は窓口係へ、「登録票」・「変更票」(追加)はオペレータへ回付する。

### (7) 登録処理

オペレータは、窓口端末機から、「登録票」により「IB加入者登録」(取引コード:1162) (処理区分:登録)と認証印字票 (汎用帳票) への印字、「変更票」により「定期貯金 契約内容変更」(取引コード:2240) (処理区分:登録)と「変更票」への認証印字を行い、「登録票」と認証印字票 (汎用帳票)・「変更票」を照合者へ回付する。

### (8) 照合

照合者は、「登録票」・「変更票」(追加)の記入項目と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口係へ回付する。

### (9) 利用申込書への補記

窓口係は、「登録票」・「変更票」(追加)の登録処理が終了したことを確認し、「利用申込書」(IB-1-1/2)の「農協・信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の処理印欄に押印し、「登録票」・「変更票」(追加)とともに検印者へ回付する。

### (10) 利用申込書の検印

検印者は、登録処理が終了したことを確認のうえ、「利用申込書」(IB-1-1/2)の「農協・信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の検印欄およびサービス利用口座店舗使用欄の検印欄に押印し、窓口係へ回付する。

3-4-4-2  
へ移記

### (11) 利用申込書 (お客様控え) 等の交付

窓口係は、「利用申込書」(IB-1-2/2)を顧客に交付するとともに、追加した利用口座の利用可能日について説明する。

## 【改正後】

### (11) 利用申込書（お客様控え）等の交付

窓口係は、「利用申込書」（I B-1-2/2）を顧客に交付するとともに、追加した利用口座の利用可能日について説明する。

3-4-4  
から移記

### (12) 保管・管理

窓口係は、「利用申込書」（I B-1-1/2）、「登録票」と認証印字票（汎用帳票）・「変更票」・「カードローン登録票」について、利用開始申込時に提出を受けた「利用申込書」とともに所定の方法により保管する。

サービス利用口座店舗で申込を受け付けた場合は、利用申込書の原本をサービス利用代表口座店舗へ送付しサービス利用口座店舗では写しを保管する。

## 【改正前】

### (12) 保管・管理

窓口係は、「利用申込書」（I B-1-1/2）、「登録票」と認証印字票（汎用帳票）・「変更票」・「追加」について、利用開始申込時に提出を受けた「利用申込書」とともに所定の方法により保管する。

サービス利用口座店舗で申込を受け付けた場合は、利用申込書の原本をサービス利用代表口座店舗へ送付しサービス利用口座店舗では写しを保管する。

## 【改正後】

### (1) 利用口座削除申込の受付

#### a 申込の受付

窓口係は、顧客から利用口座の削除の申出を受けたときは、利用口座削除の理由・意思を確認のうえ、受付中の振込・振替の有無を聞き取りするとともに、次のとおり、「利用申込書」（申込区分:変更）（以下、「削除申込書」という。）の提出を受ける。<sup>（補足）</sup>

なお、代表口座に指定した貯金口座のお届け印を持参していない場合、受付は不可とする  
（後日、お届け印持参のうえ来店するか、オンライン申込で手続するように依頼する）。

- (a) 「削除申込書」（I B-1-1/2）の「農協、信連・事務センター使用欄 申込受付店舗用」に店舗名、受付日を補記し、係印欄に押印する。また、「削除申込書」の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」に受付日を補記し、係印欄に押印する。
- (b) 「削除申込書」（I B-1-1/2）の太枠内への必要事項の記入方法。
- (c) 「削除申込書」（I B-1-1/2）へのお届け印（代表口座印）の押印。
- (d) 削除理由については、「削除申込書」（I B-1-1/2）の余白部等にメモとして記入する。
- (e) 聞き取り確認結果については、「削除申込書」（I B-1-1/2）の余白部等にメモとして記入する。

#### 【補足】利用口座削除申込の受付

「別表2-1 JAネットバンク利用申込書（ご記入方法）」および「別表3-1 JAネットバンク利用申込書（記入要領）」を参照のこと。

#### b オペレータへの確認依頼

窓口係は、オペレータに、「FB・HB加入者情報照会」（取引コード:1195）、および「発信電文一覧・明細照会（自動機発信電文一覧照会）」（取引コード:4087）を依頼する。

### (2) 既往契約内容の照会

オペレータは、「FB・HB加入者情報照会」および「発信電文一覧・明細照会（自動機発信電文一覧照会）」を行い、照会結果を窓口係に回付する。

### (3) 聞き取り確認

窓口係は、「発信電文一覧・明細照会」の照会結果および顧客への聞き取り等により、受付中の振込・振替の有無を確認し、その結果に応じて次のとおり対応する。

- a 受付中の振込・振替がなかった場合、削除申込みを受領する。
- b 受付中の振込・振替があった場合、受付中の振込・振替は指定日に実行される旨を説明し、これについて了承を得た場合は削除申込書を受領する。拒否された場合は、当該申込みを留保する（受付中の振込・振替の処理完了後に、改めて来店するか、オンライン申込で手続きするよう依頼する。）。

## 【改正前】

### (1) 利用口座削除申込の受付

#### a 申込の受付

窓口係は、顧客から利用口座の削除の申出を受けたときは、利用口座削除の理由・意思を確認のうえ、受付中の振込・振替の有無を聞き取りするとともに、次のとおり、「利用申込書」（申込区分:変更）（以下、「削除申込書」という。）の提出を受ける。<sup>（補足）</sup>

なお、代表口座に指定した貯金口座のお届け印を持参していない場合、受付は不可とする  
（追加）。

- (a) 「削除申込書」（I B-1-1/2）の「農協、信連・事務センター使用欄 申込受付店舗用」に店舗名、受付日を補記し、係印欄に押印する。また、「削除申込書」の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」に受付日を補記し、係印欄に押印する。
- (b) 「削除申込書」（I B-1-1/2）の太枠内への必要事項の記入方法。
- (c) 「削除申込書」（I B-1-1/2）へのお届け印（代表口座印）の押印。
- (d) 削除理由については、「削除申込書」（I B-1-1/2）の余白部等にメモとして書き留める。
- (e) 聞き取り確認結果については、「削除申込書」（I B-1-1/2）の余白部等にメモとして書き留める。

#### 【補足】利用口座削除申込の受付

「別表2-1 JAネットバンク利用申込書（ご記入方法）」および「別表3-1 JAネットバンク利用申込書（記入要領）」を参照のこと。

#### b オペレータへの確認依頼

窓口係は、オペレータに、「FB・HB加入者情報照会」（取引コード:1195）、および「発信電文一覧・明細照会（自動機発信電文一覧照会）」（取引コード:4087）を依頼する。

### (2) 既往契約内容の照会

オペレータは、「FB・HB加入者情報照会」および「発信電文一覧・明細照会（自動機発信電文一覧照会）」を行い、照会結果を窓口係に回付する。

### (3) 聞き取り確認

窓口係は、照会結果により、受付中の振込・振替の有無について聞き取り確認するとともに、信連・事務センターに対して電話またはFAXにより確認依頼し、その結果に応じて次のとおり対応する。

- a 受付中の振込・振替がなかった場合解約申込みを受領する。
- b 受付中の振込・振替があった場合、受付中の振込・振替は指定日に実行される旨を説明し、これについて了承を得た場合は解約申込書を受領する。拒否された場合は、当該申込みを留保する（受付中の振込・振替の処理完了後に、改めて来店するか、オンライン申込で手続きするよう依頼する。）。



## 【改正後】

### (4) 内容確認・印鑑照合・補記

窓口係は、「削除申込書」(I B-1-1/2)の記入漏れ・誤記等の確認とともに、次の内容確認・印鑑照合を行う。内容確認・印鑑照合において問題がなければ、「削除申込書」の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の内容確認・印鑑照合欄に押印する。

- a 本サービスの利用契約および利用口座(口座番号を含む。)の有無を確認する。
- b 押印されたお届け印(代表口座印)について、「イメージ処理事務手続(統一版)(印鑑システム編)」に基づき、印鑑照合を行う。
- c 「削除申込書」(I B-1-1/2)の「2. サービス利用代表口座」欄に顧客番号を補記する。
- d 「削除申込書」(I B-1-1/2)の農協、信連・事務センター使用欄の取扱開始日欄に削除日(当日)を補記する。

### (5) 登録票等の作成

窓口係は、「削除申込書」に基づき、削除する利用口座について、定期貯金・カードローン以外は「I B加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)、定期貯金は「定期性貯金契約内容変更票」(貯共3-17)(取引コード:2240)(以下、「変更票」という。)、カードローンは「登録票」(業運-1)(取引コード:1256)(以下、「カードローン登録票」という。)を作成し、「削除申込書」(I B-1-1/2)と合わせて検印者へ回付する。

なお、「削除申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「J A ネットバンク利用申込書」の「I B加入者登録票」への転記例を参照のこと。

「変更票」の記入方法は以下のとおり。

処理区分「9:解除」、口座番号「今回削除する口座番号」、預入明細番号「- (記入しない)」、変更区分「89:I B関連口座登録」、項目1「代表口座店舗コード」、項目2「代表口座番号」。

「カードローン登録票」の記入方法は以下のとおり。

取引コード「1256:口座情報変更」、処理区分「3:解除」、口座番号「今回削除する口座番号」、契約種別「2:カード2型」、口座情報変更区分「25:I B関連口座登録」、I B契約店舗「代表口座店舗コード」、I B契約口座番号「代表口座番号」。

### (6) 検印

検印者は、「削除申込書」(I B-1-1/2)および「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の内容を確認のうえ検印を押印し、「削除申込書」は窓口係へ、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」はオペレータへ回付する。

### (7) 削除申込者への説明

窓口係は、次の事項について十分に説明する。

- a 当該手続の完了時限(受付受領時の場合)
- b 受付中の振込・振替の取り扱い(念押し)

### (8) 登録処理

オペレータは、窓口端末機にて「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の登録と認証印字を行い、照合者へ回付する。

## 【改正前】

### (4) 内容確認・印鑑照合・補記

窓口係は、「削除申込書」(I B-1-1/2)の所定の記入事項の記入漏れ、誤記とともに、次の内容確認・印鑑照合を行う。内容確認・印鑑照合において問題がなければ、「削除申込書」の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の内容確認・印鑑照合欄に押印する。

- a 本サービスの利用契約および利用口座(口座番号を含む。)の有無を確認する。
- b 押印されたお届け印(代表口座印)について、「イメージ処理事務手続(統一版)(印鑑システム編)」に基づき、印鑑照合を行う。
- c 「削除申込書」(I B-1-1/2)の「2. サービス利用代表口座」欄に顧客番号を補記する。
- d 「削除申込書」(I B-1-1/2)の農協、信連・事務センター使用欄の取扱開始日欄に削除日(当日)を補記する。

### (5) 登録票・変更票の作成

窓口係は、「削除申込書」に基づき、削除する利用口座について、定期貯金(追加)以外は「I B加入者登録票」(I B-2)(取引コード:1162)(以下、「登録票」という。)、定期貯金は「定期性貯金契約内容変更票」(貯共3-17)(取引コード:2240)(以下、「変更票」という。)(追加)を作成し、「削除申込書」(I B-1-1/2)と合わせて検印者へ回付する。

なお、「削除申込書」から「登録票」への転記例は、「別表5-1 「J A ネットバンク利用申込書」の「I B加入者登録票」への転記例を参照のこと。

「変更票」の記入方法は以下のとおり。

処理区分「9:解除」、口座番号「今回削除する口座番号」、預入明細番号「- (記入しない)」、変更区分「89:I B関連口座登録」、項目1「代表口座店舗コード」、項目2「代表口座番号」。

(追加)

### (6) 検印

検印者は、「削除申込書」(I B-1-1/2)および「登録票」・「変更票」(追加)の内容を確認のうえ検印を押印し、「削除申込書」は窓口係へ、「登録票」・「変更票」(追加)はオペレータへ回付する。

### (7) 削除申込者への説明

窓口係は、次の事項について十分に説明する。

- a 当該手続の完了時限(受付受領時の場合)
- b 受付中の振込・振替の取り扱い(念押し)

### (8) 登録処理

オペレータは、窓口端末機から、「登録票」により「I B加入者登録」(取引コード:1162)と認証印字票(汎用帳票)への印字、「変更票」により「定期貯金 契約内容変更」(取引コード:2240)と「変更票」への認証印字を行い、「登録票」と認証印字票(汎用帳票)・「変更票」を照合者へ回付する。

## (9) 照合

照合者は、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の記入項目と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口係へ回付する。

## (10) 削除申込書への補記

窓口係は、「登録票」・「変更票」・「カードローン登録票」の登録処理が終了したことを確認し、「削除申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の処理印欄に押印のうえ、検印者へ回付する。

## (11) 削除申込書の検印

検印者は、登録処理が終了したことを確認のうえ、「削除申込書」(I B-1-1/2)の代表口座店舗用欄に検印を押印し、窓口係へ回付する。

## (12) 削除申込書（お客様控え）の交付

窓口係は、削除申込者に「削除申込書」(I B-1-2/2)を手交する。

## (13) 保管・管理

窓口係は、「削除申込書」(I B-1-1/2)、「登録票」と認証印字（汎用帳票）・「変更票」・「カードローン登録票」を、利用申込時に受領した「利用申込書」とともに、所定の場所に管理・保管する。

## 5の2 利用口座の削除（オンライン申込の場合）

J A S T E Mより、日次帳表（センター帳表）「J A ネットバンク申込受付票（インターネット申込）」にて利用口座削除の情報が代表口座店舗あてに還元されるので、必要に応じて利用口座削除状況を確認のうえ、農協所定の方法により保管する。<sup>(補足)</sup>

【補足】 J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の削除

- 1 顧客は、J A ネットバンクにログイン後、各種お申込・手続きメニューから利用口座削除の申込ができる。ログイン時の本人認証のほか、確認用パスワードの入力による確認を行う。
- 2 A N S E Rセンターで受け付けた申込情報をJ A S T E Mが取得の上、翌稼働日にA N S E Rセンターへ反映処理を行う。

## (9) 照合

照合者は、「登録票」・「変更票」(追加)の記入項目と認証印字を照合し、照合印を押印のうえ、窓口係へ回付する。

## (10) 削除申込書への補記

窓口係は、「登録票」・「変更票」(追加)の登録処理が終了したことを確認し、「削除申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の処理印欄に押印のうえ、検印者へ回付する。

## (11) 削除申込書の検印

検印者は、登録処理が終了したことを確認のうえ、「削除申込書」(I B-1-1/2)の代表口座店舗用欄に検印を押印し、窓口係へ回付する。

## (12) 削除申込書（お客様控え）の交付

窓口係は、削除申込者に「削除申込書」(I B-1-2/2)を手交する。

## (13) 保管・管理

窓口係は、「削除申込書」(I B-1-1/2)、「登録票」と認証印字（汎用帳票）・「変更票」(追加)を、利用申込時に受領した「利用申込書」とともに、所定の場所に管理・保管する。

## 5の2 利用口座の削除（オンライン申込の場合）

J A S T E Mより、日次帳表（センター帳表）「J A ネットバンク申込受付票（インターネット申込）」にて利用口座削除の情報が代表口座店舗あてに還元されるので、必要に応じて利用口座削除状況を確認のうえ、農協所定の方法により保管する。<sup>(補足)</sup>

【補足】 J A ネットバンクからのオンラインによる利用口座の削除

- 1 顧客は、J A ネットバンクにログイン後、各種お申込・手続きメニューから利用口座削除の申込ができる。ログイン時の本人認証のほか、確認用パスワードの入力による確認を行う。
- 2 A N S E Rセンターで受け付けた申込情報をJ A S T E Mが取得の上、翌稼働日にA N S E Rセンターへ反映処理を行う。

## 【改正後】

### (4) 利用申込書の記入内容点検・印鑑照合

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の所定の記入事項の記入漏れ、誤記とともに、次の内容確認・印鑑照合を行う。

- a 「利用申込書」(I B-1-1/2)に押印されたお届け印(代表口座印)について「イメージ処理事務手続(統一版)(印鑑システム編)」により印鑑照合し、本人確認を行う。また、代表口座印以外の身分証明書を用了本人確認も可能とする(ただし、身分証明書を用了本人確認もできない場合は、信用端末等での照会結果と「利用申込書」に記入された住所・氏名・電話番号等の一致に基づく独自判断可)。
- b 代表口座お届け印以外の方法により本人確認を行った場合は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の余白にその確認方法について記入するとともに、当該確認に身分証明書を用了場合には証明書の記番号を記入し、当該本人確認書類を顧客に返却する。

### (5) 利用申込書への補記

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「2. サービス利用代表口座」欄に顧客番号を、「農協、信連・事務センター使用欄」の取扱開始日欄に当日日付を補記する。

窓口係は、以上の確認・印鑑照合において問題がなければ、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の内容確認・印鑑照合欄に押印し、検印者に検印を依頼する。

### (6) 検印

検印者は、照査を行ったうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」に処理印欄、検印欄に押印する。

### (7) 利用申込書(お客様控え)の交付

窓口係は、顧客に「利用申込書」(I B-1-2/2)を手交のうえ、「手続完了は、当日中に電子メールで停止申込者に通知される」旨を説明する。

なお、必要に応じて、不正な振込等にかかる補てんの請求や農協側の免責事項等について、利用規定等に基づき説明する。

### (8) 信連・事務センターへの事務処理依頼<sup>(補足)</sup>

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の余白欄に依頼日・時・分を補記のうえ、至急印を押印する。

また、窓口係は、信連・事務センターへ電話連絡のうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)をFAX送付し、利用停止にかかる運用端末での事務処理(至急扱い)を依頼する。

なお、顧客が利用停止となり継続使用を希望する場合、解約・新規による手続も可能である。

## 【改正前】

### (4) 利用申込書の記入内容点検・印鑑照合

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の所定の記入事項の記入漏れ、誤記とともに、次の内容確認・印鑑照合を行う。

- a 「利用申込書」(I B-1-1/2)に押印されたお届け印(代表口座印)について「イメージ処理事務手続(統一版)(印鑑システム編)」により印鑑照合し、本人確認を行う。また、代表口座印以外の身分証明書を用了本人確認も可能とする(ただし、身分証明書を用了本人確認もできない場合は、信用端末等での照会結果と「利用申込書」に記入された住所・氏名・連絡先電話番号等の一致に基づく独自判断可)。
- b 代表口座お届け印以外の方法により本人確認を行った場合は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の余白にその確認方法について記入するとともに、当該確認に身分証明書を用了場合には証明書の記番号を記入し、当該本人確認書類を顧客に返却する。

### (5) 利用申込書への補記

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「2. サービス利用代表口座」欄に顧客番号を、「農協、信連・事務センター使用欄」の取扱開始日欄に当日日付を補記する。

窓口係は、以上の確認・印鑑照合において問題がなければ、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」の内容確認・印鑑照合欄に押印し、検印者に検印を依頼する。

### (6) 検印

検印者は、照査を行ったうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)の「農協、信連・事務センター使用欄 サービス利用代表口座店舗用」に処理印欄、検印欄に押印する。

### (7) 利用申込書(お客様控え)の交付

窓口係は、顧客に「利用申込書」(I B-1-2/2)を手交のうえ、「手続完了は、当日中に電子メールで停止申込者に通知される」旨を説明する。

なお、必要に応じて、不正な振込等にかかる補てんの請求や農協側の免責事項等について、利用規定等に基づき説明する。

### (8) 信連・事務センターへの事務処理依頼<sup>(補足)</sup>

窓口係は、「利用申込書」(I B-1-1/2)の余白欄に依頼日・時・分を補記のうえ、至急印を押印する。

また、窓口係は、信連・事務センターへ電話連絡のうえ、「利用申込書」(I B-1-1/2)をFAX送付し、利用停止にかかる運用端末での事務処理(至急扱い)を依頼する。

なお、顧客が利用停止となり継続使用を希望する場合、解約・新規による手続も可能である。

## 11 顧客登録事項の変更

## (1) 氏名変更

顧客から氏名変更の届出があった場合は、顧客情報の変更として、「顧客管理事務手続（統一版）第5章 顧客情報（JASTEMシステム）」により取り扱う。

窓口係は、「契約内容照会」（取引コード：0382）、および「F B・H B加入者情報照会」（取引コード：1195）により、J Aネットバンク契約があることを確認した場合、「I B加入者登録票」を作成し、「I B加入者登録（取引コード：1162）」により連絡先人名の変更を行う。

また、氏名変更のため受領した「届出事項変更届」（貯共9-1）の写しをとり、「I B加入者登録票」とともに保管中の「J Aネットバンク利用申込書」とセットにして綴り込み保管する（代表口座店以外で氏名変更を受け付けた場合は「届出事項変更届」の写しを代表口座店へ送付する。）。

(削除)

## (2) 電子メールアドレスの変更

電子メールアドレスについては、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## (3) 各種配信サービスの受信設定の変更

各種配信サービスの受信設定については、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に、利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## (4) ログインID・パスワードの変更

事故等の危険性が皆無で、かつ失念等もしていないログインID・パスワードの変更については、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に、利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## 11 顧客登録事項の変更

## (1) 氏名変更

顧客から氏名変更の届出があった場合は、顧客情報の変更として、「顧客管理事務手続（統一版）第5章 顧客情報（JASTEMシステム）」により取り扱う。

窓口係は、「契約内容照会」（取引コード：0382）、および「F B・H B加入者情報照会」（取引コード：1195）により、J Aネットバンク契約があることを確認した場合、「I B加入者登録票」を作成し、「I B加入者登録（取引コード：1162）」により連絡先人名の変更を行う。

また、氏名変更のため受領した「届出事項変更届」（貯共9-1）の写しをとり、「I B加入者登録票」とともに保管中の「J Aネットバンク利用申込書」とセットにして綴り込み保管する（代表口座店以外で氏名変更を受け付けた場合は「届出事項変更届」の写しを代表口座店へ送付する。）。

## (2) 連絡先電話番号の変更

連絡先電話番号については、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に、利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## (3) 電子メールアドレスの変更

電子メールアドレスについては、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## (4) DM送信希望条件の変更

DM送信希望条件については、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に、利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

## (5) ログインID・パスワードの変更

事故等の危険性が皆無で、かつ失念等もしていないログインID・パスワードの変更については、顧客が利用端末機器により変更する（農協、信連・事務センターにおける事務処理は発生しない。）。

窓口係は、電話や店舗窓口で当該変更の依頼を受けた場合、顧客に、利用端末機器を利用して変更するよう依頼する。

【改正後】

附 則 (2020J 革特発第 122 号)

(実施日)

この手続は、令和 2 年 7 月 2 0 日から実施する。

【改正前】

(新設)

【改正後】  
別表目次

別表番号	名 称	ページ
別表 1	(削除)	(欠)
別表 1 - 2	「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について <u>(削除)</u>	I B 別表11
別表 2 - 1	「J A ネットバンク利用申込書」(ご記入方法)	I B 別表13
別表 3 - 1	J A ネットバンク利用申込書 (記入要領)	I B 別表14
別表 3 - 2	(削除)	(欠)
別表 3 - 3	(削除)	(欠)
別表 3 - 4	(削除)	(欠)
別表 3 - 5	(削除)	(欠)
別表 4 - 1	(削除)	(欠)
別表 4 - 2	(削除)	(欠)
別表 4 - 3	(削除)	(欠)
別表 4 - 4	(削除)	(欠)
別表 4 - 5	(削除)	(欠)
別表 4 - 6	(削除)	(欠)
別表 5 - 1	「J A ネットバンク利用申込書」の「I B 加入者登録票」への 転記例	I B 別表27
別表 5 - 2	(削除)	(欠)
別表 5 - 3	(削除)	(欠)
別表 5 - 4	(削除)	(欠)
別表 5 - 5	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」ご記入例	I B 別表31
別表 5 - 6	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」(記入要領)	I B 別表32
別表 5 - 7	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」の「I B 加入者 登録票」への転記例	I B 別表33

(削除)

【改正前】  
別表目次

別表番号	名 称	ページ
別表 1	(削除)	(欠)
別表 1 - 2	「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について <b>北海道補完有</b>	I B 別表11
別表 2 - 1	「J A ネットバンク利用申込書」ご記入例	I B 別表13
別表 3 - 1	J A ネットバンク利用申込書 (記入要領) 新規申込受付	I B 別表14
別表 3 - 2	(削除)	(欠)
別表 3 - 3	(削除)	(欠)
別表 3 - 4	(削除)	(欠)
別表 3 - 5	(削除)	(欠)
別表 4 - 1	(削除)	(欠)
別表 4 - 2	(削除)	(欠)
別表 4 - 3	(削除)	(欠)
別表 4 - 4	(削除)	(欠)
別表 4 - 5	(削除)	(欠)
別表 4 - 6	(削除)	(欠)
別表 5 - 1	「J A ネットバンク利用申込書」の「I B 加入者登録票」への転記例 (新規申込)	I B 別表27
別表 5 - 2	(削除)	(欠)
別表 5 - 3	(削除)	(欠)
別表 5 - 4	(削除)	(欠)
別表 5 - 5	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」ご記入例	I B 別表31
別表 5 - 6	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」(記入要領)	I B 別表32
別表 5 - 7	「J A ネットバンク利用申込書 (I B - 5 - 4/5)」の「I B 加入者登録 票」への転記例	I B 別表33

<北海道補完>

<u>北別表 1 - 2</u>	<u>「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について (北海道用)</u>	<u>I B 北別表 1</u>
<u>北別表 2 - 1</u>	<u>(削除)</u>	<u>(欠)</u>
<u>北別表 2 - 2</u>	<u>(削除)</u>	<u>(欠)</u>

北別表 1 - 2

「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について

金融機関において販売・提供する商品・サービスに関する顧客への説明義務については、金融商品販売法、消費者契約法等の施行に伴い、これまで以上に各信連・J Aにおいても的確・適切な対応が求められている。

したがって、「J A ネットバンク」の契約に際しても、こうした法令等に鑑み、さらには「J A バンク」全体の信頼性・安全性の一層の向上に資するべく、顧客一人ひとりの知識・理解度等に応じて、分かり易く、正確に、かつ遺漏なきよう、具体的には下表のとおり対応のこととする。

(削除)

説明事項		説明のポイント
サービス内容		利用できる主なサービスとして、①残高照会、②入出金明細照会、③振込・振替、④税金・各種料金の払込み、⑤定期貯金、⑥ローン繰上返済(追加)を説明する。また、サービス利用に際し、制約が伴う場合には、その制約(モアタイムに即時振込とならない振込(振込先口座の金融機関が即時振込の取扱時間拡大に未対応、携帯電話からの振込等)、定期貯金預入商品、ローン繰上返済の対象案件等)について説明する。
利用規定(含む、当組合所定事項)		契約に際しては、顧客に「J A ネットバンク利用規定」(当組合所定事項を含む)の内容について説明し、承諾を確認する。
利用時間		サービス利用日時について説明する。また、システムメンテナンス等により、特に利用できない日時についても併せて説明する。
手数料	月額手数料	月額手数料を徴収する場合には、毎月〇〇日に〇〇〇円(消費税を含む)をサービス代表口座から自動的に引き落とす旨を説明する(ただし、当面无料として取り扱う)。また、当月中に解約した場合でも、当該手数料は翌月に引き落とされる旨について説明する。
	振込手数料	振替手数料(無料)および振込手数料の金額(消費税を含む。)と、振込の都度、振込元口座から自動的に引き落とす旨を説明する。また、手数料を含んだ金額(手数料先方負担)の振込については、ホームページの注意事項を確認するよう説明する。
	ローン繰上返済手数料	繰上返済手数料の金額(消費税を含む)と、繰上返済日にローン契約時に指定した元利金支払口座から自動的に引き落とすこと、および繰上返済に必要な資金(約定返済額・利息額、繰上返済額・繰上利息額、繰上返済手数料の合計額)は前営業日までに元利金支払口座に準備するよう説明する。
	その他	本サービスの利用に際し付随して発生する通信料、プロバイダ等の接続料等については、利用者の負担となる旨を説明する。

【改正後】

【改正前】

(削除)

説明事項	説明のポイント
サービス利用開始時期	申込み手続き完了後、1～2週間程度で「JAネットバンク操作手引き」が送付され、送付状に記載の「お取扱開始日」から本サービスが利用できる旨を説明する。また、初回サービス利用に際しては、①「JAネットバンク操作手引きの送付について」(送付状)、②「利用申込書(お客様控)」、③「操作手引き」の3点セットが必要である旨も説明する。
パスワード、セキュリティ	<p>ID、パスワードは、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定は避けるとともに、端末機器から定期的に変更するよう依頼する。また、セキュリティについては、万全な体制で取り組んでいるものの、インターネットを活用することから、相応の危険性があることを認識してもらう(→自己責任の原則)。なお、顧客に対して以下のセキュリティ機能のご利用を強くおすすめする。</p> <p>1 無償提供している不正送金対策ソフト「PhishWall プレミアム」のご利用                  2 ワンタイムパスワードのご利用                  3 メール通知パスワード・取引認証パスワードのご利用<sup>※</sup></p> <p>注 ワンタイムパスワードご利用中の方は取引認証パスワードを利用頂く。</p>
振込・振替限度額の変更	<p>限度額変更の説明に際しては、以下の点に留意する。</p> <p>1 設定可能な振込・振替限度額は2種類ある。</p> <p>a 1日あたりの限度額変更                  この限度額は、顧客の端末機器から変更することが可能である。                  &lt;変更内容の反映時期&gt;                  (a) 引下げの場合、変更内容は即時反映。                  (b) 引上げの場合、ワンタイムパスワード利用開始日を含め3日間は、即時に変更されない(利用開始後4日目に変更される。)。なお、利用開始後4日目以降の引き上げは、操作完了後、即時に変更される。ワンタイムパスワード未利用者の変更内容は、3日後反映。</p> <p>b 1回あたりの限度額変更                  農協窓口(JASTEM)にて実施。即時に反映される。</p> <p>2 1日あたりの振込・振替の限度額は、利用対象口座ごとに最高500万円までの範囲で、1万円単位の任意設定可能。</p> <p>a ただし、ワンタイムパスワード未利用者の1日あたりの振込・振替の限度額は、利用対象口座ごとに信連が通知する所定の金額まで。</p> <p>b ワンタイムパスワード利用者であっても、携帯電話から行う振込・振替の限度額は、利用対象口座ごとに信連が通知する所定の金額となる。</p> <p><b>【留意事項】</b>                  上記限度額に関係なく、パソコン、スマートフォンから振込・振替を行う場合、ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワードのいずれも未利用の場合は、振込・振替ができないため留意する(なお、事前登録(農協窓口での登録分)への振込・振替は、振込限度額の範囲で可能である。))。</p>



【改正後】

(削除)

【改正前】

<p>端末機器の操作・設定</p>	<p>「J A ネットバンク操作手引き」を見せながら、操作の手順や設定すべき事項の概略について説明する。 特に説明が必要な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 初回サービス利用の初期設定に必要な資料             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) J A ネットバンク利用申込書の控え</li> <li>(2) J A ネットバンク操作手引き送付について</li> <li>(3) J A ネットバンク操作手引き</li> </ol> </li> <li>2 機種変更時の注意事項（必要となるサービス解除）             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→携帯）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①ワンタイムパスワード、②I B ロック、③マイメニュー（i モード）、サービス登録（Yahoo ケータイ/Ezweb）</li> </ol> </li> <li>(2) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→スマートフォン）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①ワンタイムパスワード、②I B ロック</li> </ol> </li> <li>(3) スマホの機種変更前のサービス解除（スマートフォン→スマートフォン）                 <ol style="list-style-type: none"> <li>①ワンタイムパスワード</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
<p>問い合わせ先（ヘルプデスク）</p>	<p>ヘルプデスクについて以下の事項を伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 フリーダイヤル 0 1 2 0 - 0 5 8 - 0 9 8 電子メール ja-helpdesk@dream.com</li> <li>・受付日時 平日：9時～21時、土日祝：9時～17時</li> <li>・回答期限 電子メールの場合、回答が翌日以降になる場合があるため、お急ぎの場合は、上記フリーダイヤルに案内する。</li> </ul>
<p>ホームページアドレス</p>	<p>本サービスの利用に際し、その入り口となる以下のホームページアドレスを伝達する。 「<a href="http://www.jabank.jp">http://www.jabank.jp</a>」</p>
<p>スマートフォン、携帯電話の貸与等</p>	<p>スマートフォン、携帯電話の所有・管理は契約者本人が行うこととし、他人への無断譲渡・貸与は行わない旨を説明する。</p>

【改正後】

別表1-2

「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について

金融機関において販売・提供する商品・サービスに関する顧客への説明義務については、金融商品販売法、消費者契約法等の施行に伴い、これまで以上に各信連・J A においても的確・適切な対応が求められている。

したがって、「J A ネットバンク」の契約に際しても、こうした法令等に鑑み、さらには「J A バンク」全体の信頼性・安全性の一層の向上に資するべく、顧客一人ひとりの知識・理解度等に応じて、分かり易く、正確に、かつ遺漏なきよう、具体的には下表のとおり対応のこととする。

説明事項		説明のポイント
サービス内容		利用できる主なサービスとして、①残高照会、②入出金明細照会、③振込・振替、④税金・各種料金の払込み、⑤定期貯金、⑥ローン繰上返済、⑦カードローンを説明する。また、サービス利用に際し、制約が伴う場合には、その制約（モアタイムに即時振込とならない振込（振込先口座の金融機関が即時振込の取扱時間拡大に未対応、携帯電話からの振込等）、定期貯金預入商品、ローン繰上返済の対象案件等）について説明する。
利用規定 <u>（削除）</u>		契約に際しては、顧客に「J A ネットバンク利用規定」 <u>（削除）</u> の内容について説明し、承諾を確認する。
利用時間		サービス利用日時について説明する。また、システムメンテナンス等により、特に利用できない日時についても併せて説明する。
手数料	月額手数料	月額手数料を徴収する場合には、毎月〇〇日に〇〇〇円（消費税を含む）をサービス代表口座から自動的に引き落とす旨を説明する（ただし、当面無料として取り扱う）。また、当月中に解約した場合でも、当該手数料は翌月に引き落とされる旨について説明する。
	振込手数料	振替手数料（無料）および振込手数料の金額（消費税を含む。）と、振込の都度、振込元口座から自動的に引き落とす旨を説明する。また、手数料を含んだ金額（手数料先方負担）の振込については、ホームページの注意事項を確認するよう説明する。
	ローン繰上返済手数料	繰上返済手数料の金額（消費税を含む）と、繰上返済日にローン契約時に指定した元金支払口座から自動的に引き落とすこと、および繰上返済に必要な資金（約定返済額・利息額、繰上返済額・繰上利息額、繰上返済手数料の合計額）は前営業日までに元金支払口座に準備するよう説明する。
	その他	本サービスの利用に際し付随して発生する通信料、プロバイダ等の接続料等については、利用者の負担となる旨を説明する。

【改正前】

別表1-2

「J A ネットバンク」の契約時における説明事項・留意事項について

金融機関において販売・提供する商品・サービスに関する顧客への説明義務については、金融商品販売法、消費者契約法等の施行に伴い、これまで以上に各信連・J A においても的確・適切な対応が求められている。

したがって、「J A ネットバンク」の契約に際しても、こうした法令等に鑑み、さらには「J A バンク」全体の信頼性・安全性の一層の向上に資するべく、顧客一人ひとりの知識・理解度等に応じて、分かり易く、正確に、かつ遺漏なきよう、具体的には下表のとおり対応のこととする。

説明事項		説明のポイント
サービス内容		利用できる主なサービスとして、①残高照会、②入出金明細照会、③振込・振替、④税金・各種料金の払込み、⑤定期貯金、⑥ローン繰上返済 <u>（追加）</u> を説明する。また、サービス利用に際し、制約が伴う場合には、その制約（モアタイムに即時振込とならない振込（振込先口座の金融機関が即時振込の取扱時間拡大に未対応、携帯電話からの振込等）、定期貯金預入商品、ローン繰上返済の対象案件等）について説明する。
利用規定 <u>（含む、当組合所定事項）</u>		契約に際しては、顧客に「J A ネットバンク利用規定」 <u>（当組合所定事項を含む）</u> の内容について説明し、承諾を確認する。
利用時間		サービス利用日時について説明する。また、システムメンテナンス等により、特に利用できない日時についても併せて説明する。
手数料	月額手数料	月額手数料を徴収する場合には、毎月〇〇日に〇〇〇円（消費税を含む）をサービス代表口座から自動的に引き落とす旨を説明する（ただし、当面無料として取り扱う）。また、当月中に解約した場合でも、当該手数料は翌月に引き落とされる旨について説明する。
	振込手数料	振替手数料（無料）および振込手数料の金額（消費税を含む。）と、振込の都度、振込元口座から自動的に引き落とす旨を説明する。また、手数料を含んだ金額（手数料先方負担）の振込については、ホームページの注意事項を確認するよう説明する。
	ローン繰上返済手数料	繰上返済手数料の金額（消費税を含む）と、繰上返済日にローン契約時に指定した元金支払口座から自動的に引き落とすこと、および繰上返済に必要な資金（約定返済額・利息額、繰上返済額・繰上利息額、繰上返済手数料の合計額）は前営業日までに元金支払口座に準備するよう説明する。
	その他	本サービスの利用に際し付随して発生する通信料、プロバイダ等の接続料等については、利用者の負担となる旨を説明する。

【改正後】

端末機器の操作・設定	<p>「JAネットバンク操作手引き」を見せながら、操作の手順や設定すべき事項の概略について説明する。</p> <p>特に説明が必要な事項</p> <p>1 初回サービス利用の初期設定に必要な資料</p> <p>(1) JAネットバンク利用申込書の控え</p> <p>(2) JAネットバンク操作手引き送付について</p> <p>(3) JAネットバンク操作手引き</p> <p>2 機種変更時の注意事項（必要となるサービス解除）</p> <p>(1) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→携帯）</p> <p>①ワンタイムパスワード、②IBロック、③マイメニュー（iモード）、サービス登録（Yahooケータイ/Ezweb）</p> <p>(2) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→スマートフォン）</p> <p>①ワンタイムパスワード、②IBロック</p> <p>(3) スマホの機種変更前のサービス解除（スマートフォン→スマートフォン）</p> <p>①ワンタイムパスワード</p>
問い合わせ先（ヘルプデスク）	<p>ヘルプデスクについて以下の事項を伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 フリーダイヤル 0120-058-098 電子メール ja-helpdesk@dream.com</li> <li>・受付日時 平日：9時～21時、土日祝：9時～17時</li> <li>・回答期限 電子メールの場合、回答が翌日以降になる場合があるため、お急ぎの場合は、上記フリーダイヤルに案内する。</li> </ul>
ホームページアドレス	<p>本サービスの利用に際し、その入り口となる以下のホームページアドレスを伝達する。</p> <p>「<a href="https://www.jabank.jp">https://www.jabank.jp</a>」</p>
スマートフォン、携帯電話の貸与等	<p>スマートフォン、携帯電話の所有・管理は契約者本人が行うこととし、他人への無断譲渡・貸与は行わない旨を説明する。</p>

【改正前】

端末機器の操作・設定	<p>「JAネットバンク操作手引き」を見せながら、操作の手順や設定すべき事項の概略について説明する。</p> <p>特に説明が必要な事項</p> <p>1 初回サービス利用の初期設定に必要な資料</p> <p>(1) JAネットバンク利用申込書の控え</p> <p>(2) JAネットバンク操作手引き送付について</p> <p>(3) JAネットバンク操作手引き</p> <p>2 機種変更時の注意事項（必要となるサービス解除）</p> <p>(1) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→携帯）</p> <p>①ワンタイムパスワード、②IBロック、③マイメニュー（iモード）、サービス登録（Yahooケータイ/Ezweb）</p> <p>(2) 携帯電話の機種変更前のサービス解除（携帯→スマートフォン）</p> <p>①ワンタイムパスワード、②IBロック</p> <p>(3) スマホの機種変更前のサービス解除（スマートフォン→スマートフォン）</p> <p>①ワンタイムパスワード</p>
問い合わせ先（ヘルプデスク）	<p>ヘルプデスクについて以下の事項を伝達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号 フリーダイヤル 0120-058-098 電子メール ja-helpdesk@dream.com</li> <li>・受付日時 平日：9時～21時、土日祝：9時～17時</li> <li>・回答期限 電子メールの場合、回答が翌日以降になる場合があるため、お急ぎの場合は、上記フリーダイヤルに案内する。</li> </ul>
ホームページアドレス	<p>本サービスの利用に際し、その入り口となる以下のホームページアドレスを伝達する。</p> <p>「<a href="http://www.jabank.jp">http://www.jabank.jp</a>」</p>
スマートフォン、携帯電話の貸与等	<p>スマートフォン、携帯電話の所有・管理は契約者本人が行うこととし、他人への無断譲渡・貸与は行わない旨を説明する。</p>

「JAネットバンク利用申込書」ご記入方法

本サービスの利用規定をご確認・ご承諾のうえ、ご本人様をご記入ください。

新規申込 ①～⑥へご記入ください。⑦はご希望のある場合にご記入ください(任意)。

変更(サービス利用口座の登録・削除) ①～④、⑦へご記入ください。

変更(1回当たりの振込限度額) ①～④、⑤もしくは⑦へご記入ください。

解約 ①～④へご記入ください。

利用停止①～④へご記入ください。

当JAへ届出されているご住所・電話番号・氏名・フリガナをご記入ください。

新規申込の場合は、後日、初期設定に必要な資料を送付します。転居等で住所変更があった方は、窓口でお手続きのうえ、現住所をご記入ください。

お申込の番号に○印を付けてください。

当JAにあるご本人名義の口座をご記入ください。

当JA窓口へのご提出日をご記入ください。

新規申込または1回あたりの振込限度額を変更する場合は、ご記入ください。上限は500万円です。

＜新規申込＞  
利用開始後、お客様ご自身で登録ができます。  
窓口で口座を登録する場合はご記入ください(任意)。

＜変更(登録・削除・1回あたりの振込限度額)＞  
口座の登録・削除、1回あたりの振込限度額変更する場合は、ご記入ください。上限は500万円です。

＜納税準備貯金、定期貯金、カードローン口座の登録＞  
振込限度額は記入不要です(振込サービス対象外)。  
カードローン口座の登録は、余白に「カードローン」とご記入ください。

新規申込のみご記入ください。  
このパスワードは初回ログイン時のみ使用し、初回ログイン後にご変更いただけます。

ご不明点は、JA窓口へ直接お尋ね下さい

「JAネットバンク利用申込書」ご記入方法

本サービスの利用規定をご確認・ご承諾のうえ、ご本人様をご記入ください。

新規申込 ①～⑥へご記入ください。⑦はご希望のある場合にご記入ください(任意)。

変更(サービス利用口座の登録・削除) ①～④、⑦へご記入ください。

変更(1回当たりの振込限度額) ①～④、⑤もしくは⑦へご記入ください。

解約 ①～④へご記入ください。

利用停止①～④へご記入ください。

当JAへ届出されているご住所・電話番号・氏名・フリガナをご記入ください。

新規申込の場合は、後日、初期設定に必要な資料を送付します。転居等で住所変更があった方は、窓口でお手続きのうえ、現住所をご記入ください。

お申込の番号に○印を付けてください。

当JAにあるご本人名義の口座をご記入ください。

当JA窓口へのご提出日をご記入ください。

新規申込または1回あたりの振込限度額を変更する場合は、ご記入ください。上限は500万円です。

＜新規申込＞  
利用開始後、お客様ご自身で登録ができます。  
窓口で口座を登録する場合はご記入ください(任意)。

＜変更(登録・削除・1回あたりの振込限度額)＞  
口座の登録・削除、1回あたりの振込限度額変更する場合は、ご記入ください。上限は500万円です。

＜納税準備貯金、定期貯金(通知)の登録＞  
振込限度額は記入不要です(振込サービス対象外)。  
通知

新規申込のみご記入ください。  
このパスワードは初回ログイン時のみ使用し、初回ログイン後にご変更いただけます。

ご不明点は、JA窓口へ直接お尋ね下さい

【改正後】

J A ネットバンク利用申込書（記入要領）

別表 3 - 1

項目	申込書の記入要否		内容	主な点検のポイント
	顧客	店舗		
農業協同組合 店（所）御中	○	—	サービスを利用する J A 名、店舗名を記入する。	
申込日	○	—	J A 窓口への申込日を和暦で記入する。	
おとこ	○	—	契約者が J A へ届出している郵便番号、住所（漢字およびカナ）を記入する。	初期設定に必要な資料が J A へ届出している住所宛へ送付されるため、住所に変更がある場合は別途手続きを行う。
<del>（削除）</del> 電話番号	○	—	契約者が J A へ届出している電話番号を記入する。	
おなまえ	○	—	契約者の氏名を漢字・カナで記入する。	
サービス利用代表口座お届け印	○	—	代表口座のお届け印を押印する。	申込書の 1 枚目に押印されていること。
申込区分	○	—	申込区分に応じて○印を付ける。	・新規申込：「1」
				・利用口座の追加／削除「2」
				・解約：「3」
				・利用停止：「4」 ※利用停止は原則、契約単位で行う。
サービス利用代表口座			自 J A の本人名義の貯金口座で、I B 加入者登録における最初の登録口座。	他 J A の口座指定は不可とする。
店舗名	○	—	代表口座の店舗名を記入する。	
貯金科目	○	—	「普通」、「当座」の何れかに○印を付ける。	
口座番号	○	—	代表口座の口座番号（7 桁）を記入する。	
1 回当りの振込・振替限度額	○	—	1 万円単位で記入する。	新規申込、振込・振替限度額変更の際に記入する。
顧客番号	—	○	顧客番号を記入する。	
サービス利用口座			自 J A の代表口座と同一名義（同一顧客番号配下）の貯金口座とする。未記入も可能とする。	他 J A の口座指定は不可とする。3 口座を超える場合は、別の利用申込書に記入のうえ徴求する（最高 1 9 口座まで登録可能）。
区分	△	—	利用口座を追加する場合は「登録」に、削除する場合は「削除」に○印を付ける。	
店舗名	△	—	利用口座の店舗名を記入する。	
貯金科目	△	—	「普通」、「当座」、「貯蓄」、「納税準備」、「定期」の何れかに○印を付ける。「カードローン」は余白に記入する。	
口座番号	△	—	利用口座の口座番号を記入する。	
1 回当りの振込・振替限度額	△	—	1 万円単位で記入する。	利用口座の追加もしくは振込限度額変更の際に記入する。「納税準備」、「定期」、「 <u>カードローン</u> 」の場合、記入不要。
お届け印	△	—	利用口座に指定する貯金口座のお届け印を捺印する。	利用申込書の 1 枚目に捺印されていること。

【改正前】

J A ネットバンク利用申込書（記入要領）

別表 3 - 1

項目	申込書の記入要否		内容	主な点検のポイント
	顧客	店舗		
農業協同組合 店（所）御中	○	—	サービスを利用する J A 名、店舗名を記入する。	
申込日	○	—	J A 窓口への申込日を和暦で記入する。	
おとこ	○	—	契約者が J A へ届出している郵便番号、住所（漢字およびカナ）を記入する。	初期設定に必要な資料が J A へ届出している住所宛へ送付されるため、住所に変更がある場合は別途手続きを行う。
連絡先電話番号	○	—	契約者が J A へ届出している電話番号を記入する。	
おなまえ	○	—	契約者の氏名を漢字・カナで記入する。	
サービス利用代表口座お届け印	○	—	代表口座のお届け印を押印する。	申込書の 1 枚目に押印されていること。
申込区分	○	—	申込区分に応じて○印を付ける。	・新規申込：「1」
				・利用口座の追加／削除「2」
				・解約：「3」
				・利用停止：「4」 ※利用停止は原則、契約単位で行う。
サービス利用代表口座			自 J A の本人名義の貯金口座で、I B 加入者登録における最初の登録口座。	他 J A の口座指定は不可とする。
店舗名	○	—	代表口座の店舗名を記入する。	
貯金科目	○	—	「普通」、「当座」の何れかに○印を付ける。	
口座番号	○	—	代表口座の口座番号（7 桁）を記入する。	
1 回当りの振込・振替限度額	○	—	1 万円単位で記入する。	新規申込、振込・振替限度額変更の際に記入する。
顧客番号	—	○	顧客番号を記入する。	
サービス利用口座			自 J A の代表口座と同一名義（同一顧客番号配下）の貯金口座とする。未記入も可能とする。	他 J A の口座指定は不可とする。3 口座を超える場合は、別の利用申込書に記入のうえ徴求する（最高 1 9 口座まで登録可能）。
区分	△	—	利用口座を追加する場合は「登録」に、削除する場合は「削除」に○印を付ける。	
店舗名	△	—	利用口座の店舗名を記入する。	
貯金科目	△	—	「普通」、「当座」、「貯蓄」、「納税準備」、「定期」の何れかに○印を付ける。 <u>（追加）</u>	
口座番号	△	—	利用口座の口座番号を記入する。	
1 回当りの振込・振替限度額	△	—	1 万円単位で記入する。	利用口座の追加もしくは振込限度額変更の際に記入する。「納税準備」、「定期」 <u>（追加）</u> の場合、記入不要。
お届け印	△	—	利用口座に指定する貯金口座のお届け印を捺印する。	利用申込書の 1 枚目に捺印されていること。

【改正後】

別表5-6

J A ネットバンク利用申込書 (I B-5-4/5) (記入要領)

項目	申込書の記入要否		内容	主な点検のポイント
	顧客	店舗		
おとこ	○	—	サービス利用の申込者の郵便番号、住所(漢字およびカナ)、 <b>削除</b> 電話番号を記入する。	
おなまえ	○	□ <sup>(※)</sup>	サービス利用の申込者の氏名を漢字・カナで記入する。	※氏名のカナは店舗による補記を可とする。
お届け印	○	—	サービス利用代表口座に指定する貯金口座のお届け印を押印する。	
新規申込 ログインパスワードの設定	○	—	英数字混在6～12桁の文字数列を大文字の左詰めで記入し、英・数いずれかを○で囲む。12桁に満たない場合は、空欄に「※」を記入する。ただし、「※」インプット不要。	生年月日、電話番号等、第三者に知られる可能性の高い番号の組み込みは不可とする。
サービス利用代表口座(当組合に開設済の別口座をサービス利用代表口座にする場合)	○	□	利用申込を行う自J A内に属する本人名義の貯金口座とする。	他J Aに属する口座指定は不可とする。 ※今回開設口座を代表口座にする場合は記入不要。 ※顧客が代表口座の情報を持ち合わせていない場合は、店舗による補記を可とする。
店舗名	○	—	代表口座に指定する貯金口座の属する農協の店舗名を記入する。	
貯金科目	○	—	代表口座に指定する貯金口座の科目について、「普通」、「当座」の何れかに○印を付ける。	
口座番号	○	—	代表口座に指定する貯金口座の口座番号(7桁)を記入する。	
1回当りの振込・振替限度額	○	—	1万円単位で記入する。	
取扱開始日	—	○	サービスの利用開始日を西暦で記入する。	県内所定の事務処理日数に応じて記入する(新規登録日の翌営業日以降)。

(注) 1. 「○」印は必須、「△」は任意、「□」は店舗での補記可能、「—」は記入不可。

【改正前】

別表5-6

J A ネットバンク利用申込書 (I B-5-4/5) (記入要領)

項目	申込書の記入要否		内容	主な点検のポイント
	顧客	店舗		
おとこ	○	—	サービス利用の申込者の郵便番号、住所(漢字およびカナ)、 <b>連絡先</b> 電話番号を記入する。	
おなまえ	○	□ <sup>(※)</sup>	サービス利用の申込者の氏名を漢字・カナで記入する。	※氏名のカナは店舗による補記を可とする。
お届け印	○	—	サービス利用代表口座に指定する貯金口座のお届け印を押印する。	
新規申込 ログインパスワードの設定	○	—	英数字混在6～12桁の文字数列を大文字の左詰めで記入し、英・数いずれかを○で囲む。12桁に満たない場合は、空欄に「※」を記入する。ただし、「※」インプット不要。	生年月日、電話番号等、第三者に知られる可能性の高い番号の組み込みは不可とする。
サービス利用代表口座(当組合に開設済の別口座をサービス利用代表口座にする場合)	○	□	利用申込を行う自J A内に属する本人名義の貯金口座とする。	他J Aに属する口座指定は不可とする。 ※今回開設口座を代表口座にする場合は記入不要。 ※顧客が代表口座の情報を持ち合わせていない場合は、店舗による補記を可とする。
店舗名	○	—	代表口座に指定する貯金口座の属する農協の店舗名を記入する。	
貯金科目	○	—	代表口座に指定する貯金口座の科目について、「普通」、「当座」の何れかに○印を付ける。	
口座番号	○	—	代表口座に指定する貯金口座の口座番号(7桁)を記入する。	
1回当りの振込・振替限度額	○	—	1万円単位で記入する。	
取扱開始日	—	○	サービスの利用開始日を西暦で記入する。	県内所定の事務処理日数に応じて記入する(新規登録日の翌営業日以降)。

(注) 1. 「○」印は必須、「△」は任意、「□」は店舗での補記可能、「—」は記入不可。



全国ヘルプデスク代理作成用

J A ネットバンク利用申込書

農業協同組合 店(所) 御中

お申込日 年 月 日

〒 - TEL ( ) -

おとごころ

フリガナ  
おなまえ

お届け印

※お届印は印刷

全国ヘルプデスク  
代理作成

私は、「JA ネットバンク利用規定」の各条項を承諾のうえ、以下のとおり本サービスを申し込みます。また、本申込書提出後、貴組合が承諾することにより本サービス申込が成立する旨了承します。

1 申込区分 (該当区分に必ず〇印をお付けください)

1	新規	2	変更	3	解約	4	利用停止
---	----	---	----	---	----	---	------

※1回当りの振込・振替限度額を変更する際は、「JA」の窓口での受付のみとなりますのでご注意ください。  
なお、1日当りの振込・振替限度額はパソコン等の操作画面において変更が可能です。

2 サービス利用代表口座 (店舗名、貯金種類、口座番号を必ずご記入ください)

店舗名	貯金種類	口座番号	1回当りの振込・振替限度額	顧客番号
店	普通・当座		万円	

※サービス利用代表口座は、サービス利用口座として自動的に登録いたします。

3 サービス利用口座 (該当区分、店舗名、貯金種類、口座番号をご記入ください)

区分	店舗名	貯金種類	口座番号 (左づめ)	1回当りの振込・振替限度額	お届け印	印鑑	検印
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期	定期貯金は8桁、その他は7桁				
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期		万円			
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期		万円			

4 ログインパスワード (左づめ) 英数字混在6桁から12桁の大文字でご記入ください)

英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数

※ 英・数字の誤登録防止のため、「英・数」いずれかを○で囲んでください。  
※ 申込書に記載のログインパスワードは初回ログイン時のみ使用し、その際にご変更いただけますのでご留意ください。

※ 「JA ネットバンク利用申込書」ご記入方法をご参照のうえご記入ください。

(農協、信連、事務センター使用欄)

取扱開始日(西暦) 年 月 日(曜日)

<全国ヘルプデスク用>  
受付日 時間

<サービス利用代表口座店舗用>  
受付日

係印	内容確認・ 印鑑照合	処理印	検印
----	---------------	-----	----

<不備事由> 1 印鑑相違・印鑑不鮮明 2 氏名、住所相違  
3 二重顧客番号 4 その他( )

全国ヘルプデスク代理作成用

J A ネットバンク利用申込書

農業協同組合 店(所) 御中

お申込日 年 月 日

〒 - TEL ( ) -

おとごころ

フリガナ  
おなまえ

お届け印

※お届印は印刷

全国ヘルプデスク  
代理作成

私は、「JA ネットバンク利用規定」の各条項を承諾のうえ、以下のとおり本サービスを申し込みます。また、本申込書提出後、貴組合が承諾することにより本サービス申込が成立する旨了承します。

1 申込区分 (該当区分に必ず〇印をお付けください)

1	新規	2	変更	3	解約	4	利用停止
---	----	---	----	---	----	---	------

※1回当りの振込・振替限度額を変更する際は、「JA」の窓口での受付のみとなりますのでご注意ください。  
なお、1日当りの振込・振替限度額はパソコン等の操作画面において変更が可能です。

2 サービス利用代表口座 (店舗名、貯金種類、口座番号を必ずご記入ください)

店舗名	貯金種類	口座番号	1回当りの振込・振替限度額	顧客番号
店	普通・当座		万円	

※サービス利用代表口座は、サービス利用口座として自動的に登録いたします。

3 サービス利用口座 (該当区分、店舗名、貯金種類、口座番号をご記入ください)

区分	店舗名	貯金種類	口座番号 (左づめ)	1回当りの振込・振替限度額	お届け印	印鑑	検印
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期	定期貯金は8桁、その他は7桁				
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期		万円			
登録・削除	店	普通・当座・貯蓄 納税準備・定期		万円			

4 ログインパスワード (左づめ) 英数字混在6桁から12桁の大文字でご記入ください)

英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数|英・数

※ 英・数字の誤登録防止のため、「英・数」いずれかを○で囲んでください。  
※ 申込書に記載のログインパスワードは初回ログイン時のみ使用し、その際にご変更いただけますのでご留意ください。

※ 「JA ネットバンク利用申込書」ご記入方法をご参照のうえご記入ください。

(農協、信連、事務センター使用欄)

取扱開始日(西暦) 年 月 日(曜日)

<申込受付店舗用>  
受付日

<サービス利用代表口座店舗用>  
受付日

係印	内容確認・ 印鑑照合	処理印	検印
----	---------------	-----	----

<不備事由> 1 印鑑相違・印鑑不鮮明 2 氏名、住所相違  
3 二重顧客番号 4 その他( )

【改正後】

参考資料目次

参考資料番号	名 称	ページ
参考資料 1	J A ネットバンク利用規定	I B 参考 1
参考資料 2	<u>(削除)</u>	<u>(欠)</u>
参考資料 3	「J A ネットバンクオンライン申込サービス規定」	I B 参考 23

(削除)

【改正前】

参考資料目次

参考資料番号	名 称	ページ
参考資料 1	J A ネットバンク利用規定	I B 参考 1
参考資料 2	<u>当組合所定事項について</u>	<u>I B 参考 19</u>
参考資料 3	「J A ネットバンクオンライン申込サービス規定」	I B 参考 23

<北海道補完>

<u>北参考資料 2</u>	<u>当組合所定事項について (北海道用)</u>	<u>I B 北参考 1</u>
----------------	---------------------------	------------------



当組合所定事項について

(北海道用)

- 1 本サービスにおける当組合所定事項は下表のとおりとします。
- 2 本所定事項は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本所定事項の各事項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 3 前項による本所定事項の変更は、変更後の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- 4 当組合所定事項については、契約者が本サービスの利用申し込みの際に、同意のうえ承諾したものとします。

2020年4月1日現在

(削除)

条・項	項目	内容								
第1条	使用できる端末機器について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ご使用いただけるパーソナルコンピュータ（パソコン）、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> <li>◆ ご使用いただける携帯電話は、次のとおりとなっております。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTTドコモ「iモード」</li> <li>○ au「EZ web」</li> <li>○ ソフトバンク「Yahoo!ケータイ」</li> </ul> </li> </ul>								
	利用できるサービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次のサービスをご利用いただけます。 残高照会サービス、入金明細照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金の払込みサービス、定期貯金サービス、ローン繰上返済サービス、等々 ※定期貯金サービス、住宅ローン繰上返済サービスのご利用可否については、当組合にご確認ください。</li> <li>◆ 詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>								
第2条	サービス利用時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平日・土曜日・祝日：0時40分から23時40分まで 日曜日：6時30分から23時40分まで</li> <li>◆ ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご利用時間の短縮                                     <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・1・5・8・10月の第3土曜日</td> <td>…0時40分～21時00分</td> </tr> <tr> <td>上記土曜日の翌日曜日</td> <td>…8時00分～23時40分</td> </tr> <tr> <td>・1月1日～1月3日</td> <td>…8時00分～19時00分</td> </tr> <tr> <td>・5月3日～5月5日、第1・第3月曜日</td> <td>…6時00分～23時40分</td> </tr> </table> </li> <li>◆ 祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。</li> <li>◆ 上記以外に、当組合の都合により事前周知された特定日・時間帯についても休止となる場合があります。</li> </ul> </li> </ul>	・1・5・8・10月の第3土曜日	…0時40分～21時00分	上記土曜日の翌日曜日	…8時00分～23時40分	・1月1日～1月3日	…8時00分～19時00分	・5月3日～5月5日、第1・第3月曜日	…6時00分～23時40分
・1・5・8・10月の第3土曜日	…0時40分～21時00分									
上記土曜日の翌日曜日	…8時00分～23時40分									
・1月1日～1月3日	…8時00分～19時00分									
・5月3日～5月5日、第1・第3月曜日	…6時00分～23時40分									

【改正後】

【改正前】

(削除)

第3条2項	サービス利用対象口座の貯金種類および指定できる口座数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金をご指定いただけます。</li> <li>◆ 代表口座には、普通貯金、当座貯金をご指定いただけます。</li> <li>◆ 代表口座（1口座のみ）を含め20口座までご指定いただけます。</li> <li>◆ 詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>								
第3条3項	本サービス利用開始時における端末機器の設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。</li> </ul>								
第7条	振込手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ホームページをご覧ください。</li> <li>◆ 振替については、手数料はいただきません。</li> </ul>								
	振込・振替指定日について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 依頼日当日および依頼日の翌営業日以降5営業日をご指定いただけます（ただし、携帯電話からの当日扱いの振込・振替は、平日15時までに受付したものに限りです）。</li> </ul>								
	振込・振替限度額について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 1日あたりの振込・振替限度額は以下のとおりとなっております。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>セキュリティ</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワンタイムパスワード</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>メール通知パスワード</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td>携帯電話(ガラケー)</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ワンタイムパスワード、メール通知パスワードともに未利用の場合は、当組合窓口にて事前登録された振込先への振込・振替は20万円まで取引できます。</p>	セキュリティ	限度額	ワンタイムパスワード	500万円	メール通知パスワード	20万円	携帯電話(ガラケー)	20万円
	セキュリティ	限度額								
ワンタイムパスワード	500万円									
メール通知パスワード	20万円									
携帯電話(ガラケー)	20万円									
組戻手数料等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 振込・振替実行後の依頼内容の変更または組戻しの手続は、契約者が振込・振替依頼時に支払指定口座として指定した貯金口座の属する当組合店舗で受け付けます。</li> <li>◆ 組戻手数料については、当該店舗にご確認ください。</li> </ul>									
第8条1項	収納機関について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 納付書・請求書にPay-easy（ペイジー）マークが印刷されている税金・各種料金について、お支払いいただけます。</li> <li>◆ ただし、料金の種類によっては、お支払いできない場合があります。</li> </ul>								
第9条	定期貯金サービスの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本サービスの取扱い（本サービスのご利用可否を含む）については、当組合にご確認ください。</li> </ul>								
第10条	ローン繰上返済サービスの取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本サービスの取扱い（本サービスのご利用可否を含む）については、当組合にご確認ください。</li> </ul>								
第12条1項	月額手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 月額手数料については、月額 円（消費税込）とし、取扱開始日の属する月から適用します。</li> <li>◆ 引き落とし日は、毎月20日といたします。</li> </ul>								
第13条2項	「ログインID」、「パスワード」の変更について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ログイン後のメニュー画面からご変更いただけます。</li> <li>◆ 詳しくは、「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。</li> </ul>								
第13条4項	サービス利用停止にかかる本サービスの再開（パスワードの再設定を含みます）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続を行ってください。</li> <li>◆ また、パスワードの再設定については、上記のお申込手続時に改めてご登録いただけます。</li> </ul>								

【改正後】

【改正前】

(削除)

第13条4項	パスワード盗難時等に関する問合せについて	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ パスワード盗難時等に関する緊急時のサービス利用停止については、24時間365日受付しております。 問合せ先 ヘルプデスク 0120-058-098</li><li>◆ 本サービスの利用を再開する場合には、一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続きを行ってください。</li></ul> <利用および操作方法に関する受付時間> ヘルプデスクでは、利用および操作方法についても以下のとおり受け付けております。なお、1月1日は終日、受付をしておりません。 <ul style="list-style-type: none"><li>○ 平日：9時～21時</li><li>○ 土日・祝祭日：9時～17時</li></ul>
第19条2項	商品・サービスのご提案に関する配信停止	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「メールアドレス変更」画面の「各種配信サービスの設定変更を行う」の項目において、DM（Eメール）送信を受け取らない設定が可能となります。</li></ul>

## 【改正後】

[参考資料1]

### 「J Aネットバンク利用規定」 目次

- 第1条 「J Aネットバンク」
- 第2条 サービス取扱時間
- 第3条 利用申込み
- 第4条 本人確認
- 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等
- 第6条 照会サービス
- 第7条 振込・振替サービス
- 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay - easy（ペイジー）」
- 第9条 定期貯金サービス
- 第10条 ローン繰上返済サービス
- 第11条 カードローンサービス
- 第12条 取引内容の記録等
- 第13条 月額手数料等
- 第14条 パスワードの管理、セキュリティ等
- 第15条 解約等
- 第16条 移管
- 第17条 免責事項
- 第18条 本サービスの不正使用による振込等
- 第19条 届出事項の変更等
- 第20条 通知・告知手段
- 第21条 海外からの利用

## 【改正前】

[参考資料1]

### 「J Aネットバンク利用規定」 目次

- 第1条 「J Aネットバンク」
- 第2条 サービス取扱時間
- 第3条 利用申込み
- 第4条 本人確認
- 第5条 取引の依頼・依頼内容の確認等
- 第6条 照会サービス
- 第7条 振込・振替サービス
- 第8条 税金・各種料金払込みサービス「Pay - easy（ペイジー）」
- 第9条 定期貯金サービス
- 第10条 ローン繰上返済サービス
- (追加)
- 第11条 取引内容の記録等
- 第12条 月額手数料等
- 第13条 パスワードの管理、セキュリティ等
- 第14条 解約等
- 第15条 移管
- 第16条 免責事項
- 第17条 本サービスの不正使用による振込等
- 第18条 届出事項の変更等
- 第19条 通知・告知手段
- 第20条 海外からの利用

## 【改正後】

---

第22条 サービスの追加

第23条 サービスの休止

第24条 サービスの廃止

第25条 本規定の変更

第26条 業務委託の承諾

第27条 関係規定の適用・準用

第28条 契約期間

第29条 譲渡・買入れ等の禁止

第30条 準拠法・合意管轄

## 【改正前】

---

第21条 サービスの追加

第22条 サービスの休止

第23条 サービスの廃止

第24条 本規定の変更

第25条 業務委託の承諾

第26条 関係規定の適用・準用

第27条 契約期間

第28条 譲渡・買入れ等の禁止

第29条 準拠法・合意管轄

**第1条 「JA ネットバンク」**

「JA ネットバンク」（以下、「本サービス」といいます）は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

**第2条 サービス取扱時間**

本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。

**第3条 利用申込み**

1. 本サービスの利用の申し込みに際しては、当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法（以下、「利用申込書等」といいます）により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を届け出てください。
2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。  
なお、本サービスの申し込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます）として届け出てください、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や「操作手引き」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

**第1条 「JA ネットバンク」**

「JA ネットバンク」（以下、「本サービス」といいます）は、パソコンや携帯電話など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、(追加) その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。

契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。

**第2条 サービス取扱時間**

本サービスの取扱時間は、当組合所定の時間内とし、取扱時間は利用するサービスにより異なる場合があります。

**第3条 利用申込み**

1. 本サービスの利用の申し込みに際しては、当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法（以下、「利用申込書等」といいます）により「住所」、「氏名」、「ログインパスワード」、その他必要事項を届け出てください。
2. 本サービスを利用できる口座は、契約者が利用申込書等により指定した当組合所定の貯金種類の契約者名義口座（以下、「サービス利用対象口座」といいます）とします。また、契約者が指定できる口座数は、当組合所定の範囲内とします。  
なお、本サービスの申し込みの際には、サービス利用対象口座のうち一つの普通貯金口座または当座貯金口座を「サービス利用代表口座」（以下、「代表口座」といいます）として届け出てください、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や「操作手引き」等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。

e. カードローン返済手続の処理時における返済金額

- (2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。
  - (3) 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
  - (4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。
  - (5) 当組合の任意に定める回数を超えてパスワードを誤って端末機器に入力したとき
  - (6) 差押その他相当の事由が発生したとき。
5. サービス利用対象口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えると、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

**第6条 照会サービス**

1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。
2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。
3. 当組合が提供した情報は、その残高・入金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(追加)

- (2) 振替手続において入金先の貯金口座が解約済みのとき。
  - (3) 払込手続において、払込先の収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができないとき。
  - (4) 支払指定口座に対し契約者から支払停止もしくは解約の届出があり、それに基づき当組合が手続を行ったとき。
  - (5) 当組合の任意に定める回数を超えてパスワードを誤って端末機器に入力したとき
  - (6) 差押その他相当の事由が発生したとき。
5. サービス利用対象口座について同日に複数の引き落とし（本サービス以外の引き落としを含みます）をする場合には、その総額が支払指定口座の支払可能金額を超えると、その何れを引き落とすかは当組合の任意とします。また、万一、これにより損害が生じた場合でも、当組合は責任を負いません。

**第6条 照会サービス**

1. 照会サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座について、その残高や入金明細など各種情報を提供するサービスをいいます。
2. 照会サービスの利用時間および提供する各種情報の基準・範囲等は、当組合が別途定めた内容に基づくこととします。ただし、当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、これらを変更することができるものとします。
3. 当組合が提供した情報は、その残高・入金明細を証明するものではありません。受入証券類の不渡など相当の事由がある場合には、契約者に通知することなく、変更または取消をすることがあります。また、こうした変更・取消のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

## 【改正後】

契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。

- (7) 残高不足等の理由により手続きができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとします。

### 第11条 カードローンサービス

1. カードローンサービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定したカードローン口座について、契約内容照会、借入、返済等を行うことができるサービスをいいます。
2. 本サービスの対象となるカードローンは、当組合が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。
3. 本サービスによる借入は、当組合所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。
4. 本サービスによる返済は、当組合所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。

### 第12条 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

### 第13条 月額手数料等

1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引き落とします。  
なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた月額手数料を返却しません。
2. 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。

## 【改正前】

契約変更を承諾し、当組合の定める方法で処理を行います。

- (7) 残高不足等の理由により手続きができなかった場合は、当該返済申込みはなかったものとします。

(追加)

### 第11条 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当組合において記録し、相当期間保存・管理するものとします。また、万一、これらの内容について契約者と当組合との間で疑義が生じたときは、当組合の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

### 第12条 月額手数料等

1. 本サービスの利用に当たっては、当組合所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当組合所定の日に代表口座から引き落とします。  
なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当組合は既に受け入れた月額手数料を返却しません。
2. 本サービスによる振込に当たっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。
3. 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料および払込金等の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。
4. 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。

### 第13条 パスワードの管理、セキュリティ等

1. 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたうえで、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。  
なお、当組合から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。

IB参考11  
へ移記



## 【改正後】

3. 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料および払込金等の引き落としは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。
4. 当組合は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。

IB参考10  
から移記

### 第14条 パスワードの管理、セキュリティ等

1. 「ログインID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログインID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたいと、当組合の定める方法に基づき指定してください。また、「ログインID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。  
なお、当組合から契約者に「ログインID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。
2. 契約者は、本サービスの取引の安全性の確保・維持に資するため、一定の期間毎に当組合所定の方法により、「パスワード」の変更を必ず行ってください。
3. 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。
4. 「J Aネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」の盗難・紛失等により、「ログインID」、「パスワード」など契約者に 関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受け付けにより本サービスの利用を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は、契約者の真正な意思に より撤回されたものとみなして取り扱います。  
なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。

## 【改正前】

2. 契約者は、本サービスの取引の安全性の確保・維持に資するため、一定の期間毎に当組合所定の方法により、「パスワード」の変更を必ず行ってください。
3. 本サービスの利用について当組合に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当組合の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当組合所定の手続を行ってください。
4. 「J Aネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」の盗難・紛失等により、「ログインID」、「パスワード」など契約者に 関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当組合の所定の時間内にその旨を届け出てください。当組合は、この届出の受け付けにより本サービスの利用を停止します。この場合、既に依頼済みで当組合が処理していない振込・振替等の依頼は、契約者の真正な意思に より撤回されたものとみなして取り扱います。  
なお、本サービスの利用を再開する場合には、当組合所定の手続を行ってください。

### 第14条 解約等

1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。  
なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。
2. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
4. サービス利用対象口座（除く、代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。

IB参考12  
へ移記

## 【改正後】

### 第15条 解約等

1. この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当組合に対する解約の通知は当組合制定の書面もしくは当組合が定める方法によることとします。また、当組合に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当組合は責任を負いません。

なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当組合が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。

2. 当組合が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

3. 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。

4. サービス利用対象口座（除く、代表口座）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。

5. 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。

(1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

(4) 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。

(5) 相続の開始があったとき。

(6) 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。

(7) 「JAネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」が不着もしくは受取拒否等で返却されたとき。

IB参考11  
から移記

## 【改正前】

5. 契約者が次の各号の事由の一つでも該当したときは、当組合は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。

(1) 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当組合において契約者の所在が不明となり、当組合の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。

(4) 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。

(5) 相続の開始があったとき。

(6) 当組合に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。

(7) 「JAネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」が不着もしくは受取拒否等で返却されたとき。

(8) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。

(9) 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。

(10) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。

IB参考13  
へ移記

### 第15条 移管

1. サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続を行っていただく必要があります。

2. サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続を行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 【改正後】

- (8) 契約者が本邦の居住者でなくなったとき。
- (9) 本サービスを利用して法令等に反する不正行為を図ったとき。
- (10) その他解約することを必要とする相当の事由が生じたとき。

### 第16条 移管

1. サービス利用対象口座を契約者の都合で移管する場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、別途移管にかかる手続きを行っていただく必要があります。
2. サービス利用対象口座が店舗統廃合等、当組合の都合により移管された場合は、原則として本契約の内容は新しい取引店舗に引き継がれます。ただし、契約者に連絡のうえ、別途変更等の手続きを行っていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### 第17条 免責事項

1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず
  - (1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
  - (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。
2. システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

IB参考12  
から移記

## 【改正前】

### 第16条 免責事項

1. 当組合および金融機関等の共同システムの運営体が相当のシステム安全策を講じたにもかかわらず
  - (1) システム、端末機器、通信回線等の障害により、本サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害
  - (2) 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経過において盗聴・改ざん等がなされたことにより、パスワード等を含む契約者情報や取引情報等が漏洩したために生じた損害については当組合は責任を負いません。当組合からのそれぞれの取引受付終了メッセージを受信する前に回線等の障害等により取り扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に当組合に受付けの有無等を確認してください。
2. システム変更、災害・事変等の不可抗力、裁判所等公的機関の措置、その他やむを得ない事由があった場合、サービスの取り扱いに遅延・不能等が発生したために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。  
ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第17条による補てんの請求をすることができます。
4. 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。
5. 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

IB参考14  
へ移記

## 【改正後】

3. 当組合が第4条に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、ソフトウェア、端末機器、パスワード等につき、偽造・変造・盗用または不正利用その他の事故があっても、当組合は当該依頼を契約者の真正な意思に基づく有効なものとして取り扱い、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

ただし、損害の発生が盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等によるものである場合、契約者は後記第18条による補てんの請求をすることができます。

4. 本サービスに使用する端末機器、通信媒体が正常に稼動する環境については、契約者の責任において確保してください。当組合は、本規定により端末機器が正常に稼動することについて保証・確約するものではありません。万一、端末機器が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立した場合、これにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

5. 利用申込書等に押印された印鑑の印影と届出の印鑑の印影とを、当組合が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いしたときは、これらの書類につき偽造、変造、盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

6. 当組合が通知した「JAネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」が郵送上の事故等当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. 本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることによって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。

### 第18条 本サービスの不正使用による振込等

1. 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

IB参考13  
から移記

## 【改正前】

6. 当組合が通知した「JAネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」が郵送上の事故等当組合の責に帰すべき事由によらず、第三者がパスワード等を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。

7. その他当組合以外の金融機関等の責に帰すべき事由により生じた損害については、当組合は責任を負いません。

8. 契約者が本規定により取り扱わなかったことによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。

9. 本サービスは個人の方を対象としているため、契約者が個人以外の方であることによって生じた盗聴等の不正利用等による損害については、当組合は責任を負いません。

### 第17条 本サービスの不正使用による振込等

1. 盗取されたパスワード等を用いて行われた不正な振込等（以下「不正な振込等」という。）については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当組合に対して不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(1) 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。

(2) 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。

(3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。

2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

3. 前記1・2の規定は前記1にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当

IB参考15  
へ移記

## 【改正後】

- (1) 不正な振込等に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること。
  - (2) 当組合の調査に対し、契約者から十分な説明が行われていること。
  - (3) 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当組合に示していること。
2. 前項の請求がなされた場合、不正な振込等が契約者の故意または重過失による場合を除き、当組合は当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた不正な振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額を補てんするものとします。ただし、不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、不正な振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当組合は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。
3. 前記1・2の規定は前記1にかかる当組合への通知が、パスワード等の盗取が行われた日（当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 前記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
- (1) 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合
    - b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合
    - c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してパスワード等が盗取された場合

IB参考14  
から移記

## 【改正前】

- 該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 前記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当組合は補てんの責任を負いません。
- (1) 不正な振込等が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - a 不正な振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合
    - b 契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家政婦等）によって行われた場合
    - c 契約者が被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
  - (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗り、またはこれに付随してパスワード等が盗取された場合
5. 当組合が前記2に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下「対象貯金」という。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
6. 当組合が前記2により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。
7. 当組合が前記2により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
- 第18条 届出事項の変更等**
1. 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後に有効となります。

IB参考16  
へ移記



5. 当組合が前記2に定める補てんを行う場合、不正な振込等の支払原資となった貯金（以下「対象貯金」という。）について、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、補てんは行わないものとします。また、契約者が不正な振込等を行ったものから損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
6. 当組合が前記2により補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象貯金に関する権利は消滅します。
7. 当組合が前記2により補てんを行ったときは、当組合は当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

IB参考15  
から移記**第19条 届出事項の変更等**

1. 代表口座を含む本サービスに関する印章、住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更があったときは、当組合の定める方法（本規定および各種貯金規定ならびにそれら以外の規定で定める方法）に従い直ちに当組合に届け出てください。この届出は、当組合の変更処理が完了した後有効となります。
2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。

**第20条 通知・告知手段**

1. 契約者は、当組合からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。
  - (1) 契約者に対する通知又は告知に関する事項
  - (2) 金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - (3) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
2. 契約者は、前項(2)、(3)のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。
3. 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により端末機器から届け出るものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からその必要に応じて通知する書類や電子メール等が不着または延着の場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとします。

**第19条 通知・告知手段**

1. 契約者は、当組合からの通知・告知等の手段として、次の各号に掲げる事項について電子メール、ホームページ掲載その他の方法が利用されることに同意するものとします。
  - (1) 契約者に対する通知又は告知に関する事項
  - (2) 金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
  - (3) 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
2. 契約者は、前項(2)、(3)のご提案の配信について当組合所定の方法により停止をできるものとします。
3. 契約者の電子メールアドレスについては、当組合の指定する操作方法により端末機器から届け出るものとし、この届出がなかったことにより生じた損害については、当組合は責任を負いません。

**第20条 海外からの利用**

契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。

**第21条 サービスの追加**

契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。

**第22条 サービスの休止**

当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。

IB参考17  
へ移記

**第 21 条 海外からの利用**

契約者の海外からの利用については、各国の法令、通信事情、その他事由により本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。当該国の法令・制度等については、契約者ご自身で確認してください。

**第 22 条 サービスの追加**

契約者は、本サービスに今後追加されるサービスを、新たな申し込みなしに利用できるものとします。ただし、当組合が指定する一部のサービスについては、この限りではありません。また、サービス追加時には、本規定を変更する場合があります。

**第 23 条 サービスの休止**

当組合は、システムの定期的な保守点検、安全性の維持・向上、その他必要な事由がある場合は、本規定に基づくサービスを休止することができるものとします。また、この休止の時期・内容等に関する契約者への告知については、当組合任意の方法によることとします。

**第 24 条 サービスの廃止**

当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

**第 25 条 本規定の変更**

1. 当組合は、第 22 条・第 24 条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

IB 参考 16  
から移記

**第 23 条 サービスの廃止**

当組合は、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、本サービスで実施しているサービスの一部または全部を廃止する場合があります。また、サービス廃止時には、本規定を変更する場合があります。

**第 24 条 本規定の変更**

1. 当組合は、第 21 条・第 23 条に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法（当組合の所定事項を含みます）を変更することができるものとします。本規定は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
2. 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

**第 25 条 業務委託の承諾**

1. 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとします。
2. 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

IB 参考 18  
へ移記

**第 26 条 関係規定の適用・準用**

1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとします。
2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

**第 26 条 業務委託の承諾**

1. 当組合は、当組合が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の全部または一部を委託できるものとし、契約者は当該委託に必要な範囲で契約者に関する情報が委託先に開示されることに同意するものとし、
2. 当組合は、委託先に、本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとし、

IB 参考 17  
から移記**第 27 条 関係規定の適用・準用**

1. この規定に定めのない事項については、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等関係する各規定により取り扱います。また、これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合には、本サービスに関しては本規定を優先して適用するものとし、
2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取り扱いで、本規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

**第 28 条 契約期間**

この契約の当初契約期間は、契約日（「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」に記載の取扱開始日）から 1 年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

**第 29 条 譲渡、質入れ等の禁止**

本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。

**第 30 条 準拠法・合意管轄**

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。

本規定の当組合所定の内容については、JA ネットバンク ホームページの掲載内容により確認してください。

以上

**第 27 条 契約期間**

この契約の当初契約期間は、契約日（「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」に記載の取扱開始日）から 1 年後の応当日が属する月の月末日までとし、契約期間満了までに契約者または当組合から特段の申出のない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

**第 28 条 譲渡、質入れ等の禁止**

本サービスに基づく契約者の権利は、第三者への貸与を含め譲渡、質入れ等はできません。

**第 29 条 準拠法・合意管轄**

本規定の準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当組合本店の所在地を管轄する管轄裁判所とします。

JA ネットバンク利用規定の当組合所定の内容については、店頭にご用意しております。「当組合所定事項」をご覧ください。

以上



当組合所定事項について

- 1 本サービスにおける当組合所定事項は下表のとおりとします。
- 2 本所定事項は、民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本所定事項の各事項が、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- 3 前項による本所定事項の変更は、変更後の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- 4 当組合所定事項については、契約者が本サービスの利用申し込みの際に、同意のうえ承諾したものとします。

(削除)

20●●年○月○日現在

条・項	項目	内容
第1条	使用できる端末機器について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ご使用いただけるパーソナルコンピュータ（パソコン）、OS、ブラウザについては、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> <li>◆ ご使用いただける携帯電話は、次のとおりとなっております。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NTTドコモ「iモード」</li> <li>○ au「EZ web」</li> <li>○ ソフトバンク「Yahoo!ケータイ」</li> </ul> </li> </ul>
	利用できるサービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 次のサービスをご利用いただけます。 残高照会サービス、入金明細照会サービス、振込・振替サービス、税金・各種料金の払込みサービス、定期貯金サービス、ローン繰上返済サービス、等々</li> <li>◆ 詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>
第2条	サービス利用時間について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 平日・土曜日・祝日：0時40分から23時40分まで</li> <li>日曜日：6時30分から23時40分まで</li> <li>◆ ただし、次の特定日等につきましては、本サービスを停止、またはご利用時間を短縮いたします。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご利用時間の短縮</li> <li>・1・5・8・10月の第3土曜日 …0時40分～21時00分</li> <li>上記土曜日の翌日曜日 …8時00分～23時40分</li> <li>・1月1日～1月3日 …8時00分～19時00分</li> <li>・5月3日～5月5日、第1・第3月曜日 …6時00分～23時40分</li> </ul> </li> <li>◆ 祝日または5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。</li> <li>◆ 上記以外に、当組合の都合により事前周知された特定日・時間帯についても休止となる場合があります。</li> </ul>

【改正後】

【改正前】

(削除)

第3条2項	サービス利用対象口座の貯金種類および指定できる口座数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 普通貯金、当座貯金、貯蓄貯金、納税準備貯金、定期貯金をご指定いただけます。</li> <li>◆ 代表口座には、普通貯金、当座貯金をご指定いただけます。</li> <li>◆ 代表口座（1口座のみ）を含め20口座までご指定いただけます。</li> <li>◆ 詳しくは、ホームページ、パンフレット等をご覧ください。</li> </ul>
第3条3項	本サービス利用開始時の設定について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。</li> </ul>
第7条	振込手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ホームページをご覧ください。</li> <li>◆ 振替については、手数料はいただきません。</li> </ul>
	振込・振替指定日について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 依頼日当日および依頼日の翌営業日以降5営業日をご指定いただけます（ただし、携帯電話からの当日扱いの振込・振替は、平日15時までに受付したものに限りです）。</li> </ul>
	振込・振替限度額について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ワンタイムパスワードご利用のお客さまの1日当たりの振込・振替限度額は、サービス利用対象口座の各々について、最高500万円までの範囲で1万円単位に任意にご指定いただけます。</li> <li>◆ ワンタイムパスワード未利用のお客さまの1日あたりの振込・振替の限度額は、利用対象口座ごとに最高〇万円までとなります。</li> <li>◆ また、ワンタイムパスワードまたはメール通知パスワードのいずれも未利用の場合は、振込・振替が出来ません（当組合窓口にてご登録いただいている先へのお振込は、お振込限度額の範囲で可能です）。</li> </ul>
	組戻手数料等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 振込・振替実行後の依頼内容の変更または組戻しの手続は、契約者が振込・振替依頼時に支払指定口座として指定した貯金口座の属する当組合店舗で受け付けます。</li> <li>◆ 組戻手数料については、当該店舗でご確認ください。</li> </ul>
第8条1項	収納機関について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 別表をご覧ください。</li> </ul>
第9条3項、5項	定期貯金商品について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 本サービス定期貯金預入の商品選択画面における「定期商品の内容はこちら」のリンク先ページをご覧ください。</li> <li>※ 預入や中途解約を取り扱わない場合は、「◆ 当面本サービスによる定期貯金預入は取り扱いません」、「◆ 当面本サービスによる定期貯金中途解約は取り扱いません」等の内容に修正する。</li> </ul>
第10条1項、3項	繰上返済サービスの対象とするローンについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「2019年11月11日（住宅ローンは2019年2月12日）以降のお申し込み」、「利息後取」、「約定返済残回数が2回以上」、「証書貸付」等の当組合が定める条件のローンといたします。</li> <li>※ 既往案件を対象とする場合は、対象とする条件に応じて「2019年11月11日（住宅ローンは2019年2月12日）以降のお申し込み」を削除・修正する。</li> <li>※ 繰上返済を取り扱わない場合は、「◆ 当面本サービスによる一部繰上返済は取り扱いません」等の内容に修正する。</li> </ul>
第10条3項	繰上返済手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「〇〇〇〇円」といたします。</li> <li>※ 繰上返済を取り扱わない場合は、「◆ 当面本サービスによる一部繰上返済は取り扱いません」等の内容に修正する。</li> </ul>
第12条1項	月額手数料について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 月額手数料については、当面「無料」といたします。</li> <li>◆ 引き落とし日は、毎月20日といたします。</li> </ul>
第13条2項	「ログインID」、「パスワード」の変更について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ ログイン後のメニュー画面からご変更いただけます。</li> <li>◆ 詳しくは、「操作手引き」、「操作ヘルプ画面」をご覧ください。</li> </ul>
第13条4項	サービス利用停止にかかる本サービスの再開（パスワードの再設定を含みます）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続を行ってください。</li> <li>◆ また、パスワードの再設定については、上記のお申込手続時に改めてご登録いただけます。</li> </ul>

【改正後】

【改正前】

第13条4項	パスワード盗難時等に関する問合せについて	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ パスワード盗難時等に関する緊急時のサービス利用停止については、24時間365日受付しております。 問合せ先 ヘルプデスク 0120-058-098</li><li>◆ 本サービスの利用を再開する場合には、一旦、本サービスをご解約のうえ、再度、お申し込みの手続を行ってください。 &lt;利用および操作方法に関する受付時間&gt; ヘルプデスクでは、利用および操作方法についても以下のとおり受け付けております。なお、1月1日は終日、受付をしておりません。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 平日：9時～21時</li><li>○ 土日・祝祭日：9時～17時</li></ul></li></ul>
第19条2項	商品・サービスのご提案に関する配信停止	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 重要な通知又は告知等に関する事項を除き、商品・サービスのご提案に関する配信の停止については、端末機器の画面上の「ご利用サービスの変更」から、「メールアドレス変更」画面の「各種配信サービスの設定変更を行う」の項目において、DM（Eメール）送信を受け取らない設定が可能となります。</li></ul>

(削除)

## 収納機関一覧表

## &lt;官公庁等&gt;

名称	対象料金等
財務省	行政手数料、会計センター扱い歳入金、関税
厚生労働省	労働保険
総務省	電波利用料
〇〇省	△△利用料
●●県	▲▲手数料

(削除)

## &lt;民間企業&gt;

名称	対象料金等
NTTドコモ	携帯電話料金
□□商事	××代金
■株式会社	◇◇利用料

収納機関が少ない場合は、必ずしも別表にする必要はなく、  
当該欄に記載することでも対応可能。